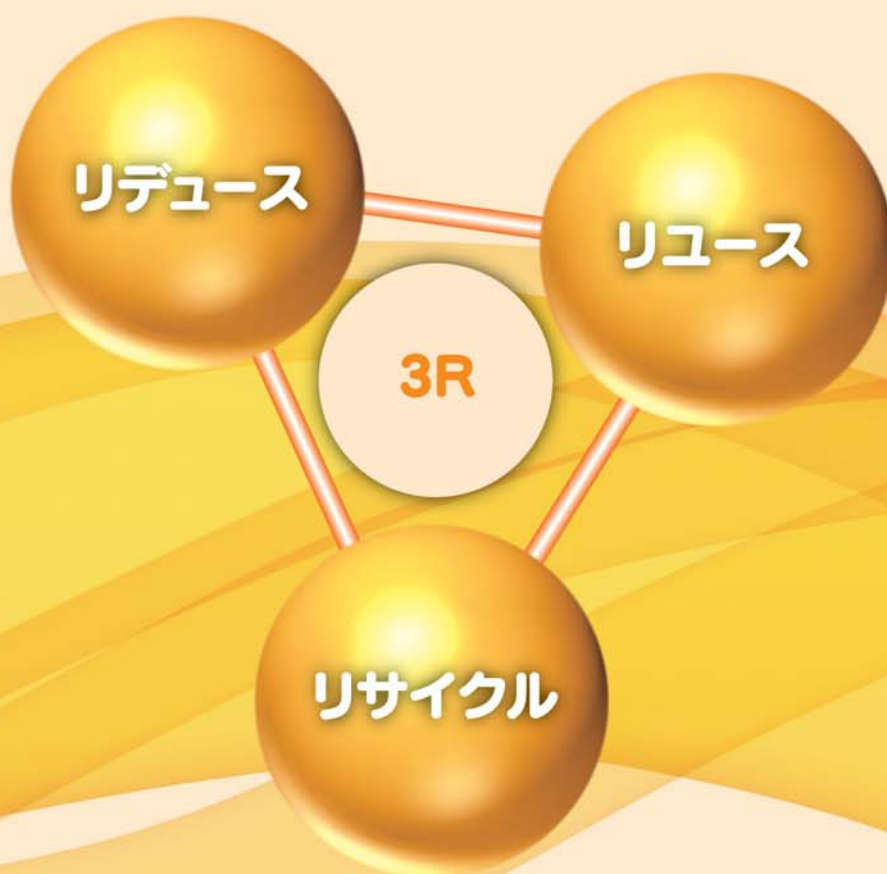

江別市 一般廃棄物処理基本計画

(中間見直し)



平成28年3月

《 目 次 》

第1編 総論

第1章 計画の基本的事項

1. 策定の背景と目的	1
2. 計画の位置付け・体系図	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象範囲	2

第2章 江別市の概況

1. 人口の状況	3
2. 財政の状況	4
3. 産業の状況	4

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状

1. 分別区分等	5
2. 収集・運搬体制	6
3. ごみ処理フロー	6
4. ごみ組成	8

第2章 ごみ処理施設

1. 中間処理施設	10
2. 最終処分場	11

第3章 ごみの排出・処理の状況

1. ごみ排出の状況	12
2. 資源化の状況	13
3. 最終処分の状況	15

第4章 ごみ処理の収支

1. ごみ処理費用の推移	16
2. 1人当たりのごみ処理費用の比較	16
3. 財源の推移	16

第5章 計画の検証

1. 中間目標値と実績値の比較	17
2. 施策の検証	18

第6章 ごみ処理基本計画(中間見直し)

1. 見直しの方向性	27
2. 基本目標と基本方針	27
3. 計画の目標値	28
4. 基本方針に基づく施策	31
5. 国・北海道の計画との比較	37
6. 基本計画ごみ処理フロー	38

第3編 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状と課題

1. 生活排水処理の現状	39
2. 生活排水処理の課題	40

第2章 生活排水処理基本計画

1. 基本目標と基本方針	40
2. 生活排水の処理計画	41

第4編 計画の推進等

1. 計画の進行管理	43
2. 情報公開	43
3. その他計画の推進に必要な事項	43

資料編

江別市廃棄物減量等推進審議会

委員名簿	44
審議経過	45
組織機構図	46

第1編 総論

第1編 総論

第1章 計画の基本的事項

1. 策定の背景と目的

「江別市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）は、循環型社会形成推進基本法や各リサイクル法に沿って、資源を循環的に利用することにより廃棄物の発生を抑制し、環境への負荷をできる限り低減させる「循環型社会」の形成を推進するため、長期的・総合的な視点に立って、江別市の区域内から発生する一般廃棄物の処理を、発生から中間処理、最終処分までの全ての過程を対象とし、平成23年3月に策定しました。

この間、社会経済状況は、平成23年3月の東日本大震災の経験を通じて、災害廃棄物処理の検討が急務となるとともに、放射能汚染問題や環境政策、エネルギー問題などに大きな波紋を広げ、エネルギー政策の転換が迫られました。

また、景気の動向は、一部持ち直しの気配も感じられますが、平成26年4月の消費税8%への引き上げの際には、駆け込み需要の増大と、その後の買い控えが起こるなど、消費動向に大きな影響を与えました。

一方、国においては、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを基本とした環境への負荷が少ない「循環型社会」形成の法体系を構築し、廃棄物の減量化の方針や計画を示しています。

このような中、江別市においては本計画に基づき、ごみの発生や排出抑制、リサイクルの推進や適正処理等、様々な施策に取り組み、平成26年度には、民間事業者による衣類全般をリユースするシステムが構築され、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための、小型家電リサイクル法が施行されたことに伴い、古着・古布や小型家電回収の取り組みを開始するなど、リユース・リサイクルに向けた新たな取り組みを行い、一定の成果を上げております。

しかしながら、本計画策定後の経済状況の緩やかな改善に伴う消費の回復や、ライフスタイルの多様化に伴う商品やサービスの充実などの要因もあり、ごみの減量化については思うような効果が上がっておりません。

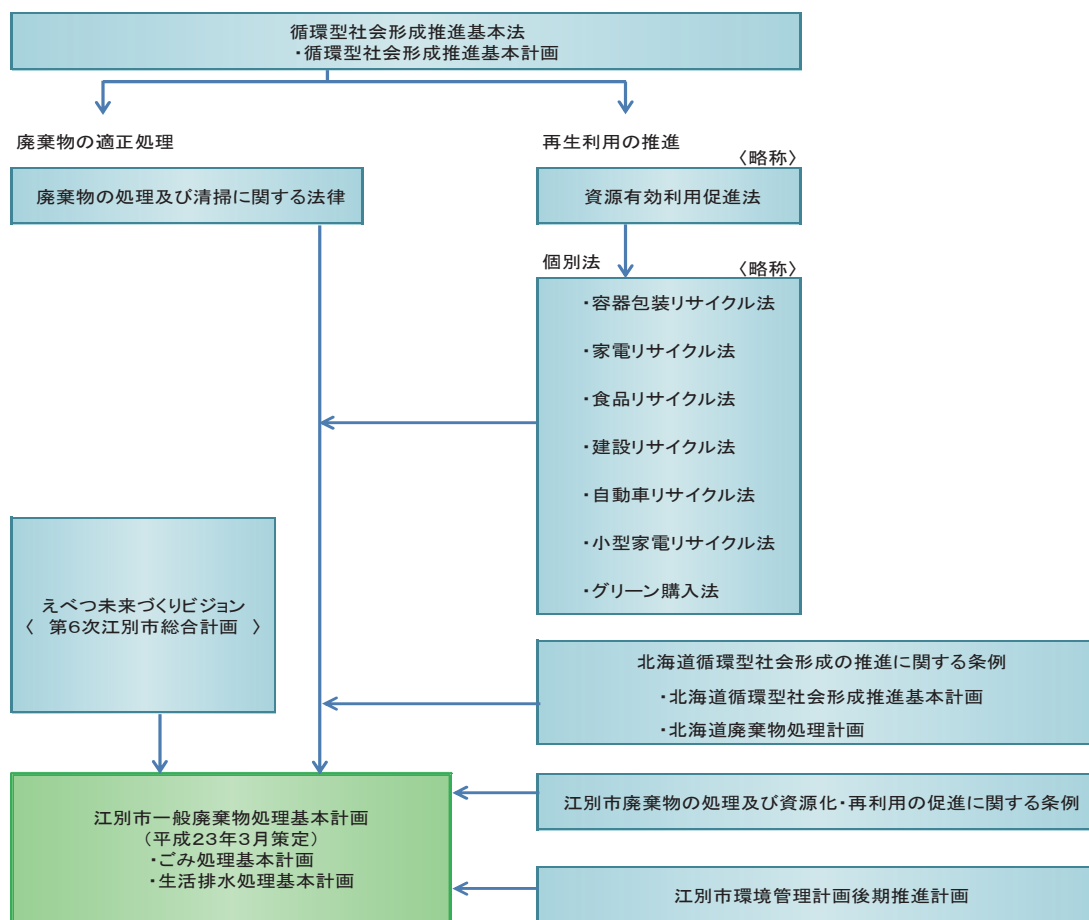
また、生ごみの減量・資源化や排出困難者への対応など、本計画策定後の新たな市民ニーズへの対応も今後は必要となります。

この度、計画策定から5年が経過したことから、社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえ、骨格に当たる基本理念、基本方針は改定前の計画を基本とし、ごみの減量や資源化などの目標達成に向けて、新たな施策を示すため、見直しを行うものです。

2. 計画の位置付け・体系図

本計画は、一般廃棄物の処理を長期的・総合的な視点に立って計画的に推進するもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき策定するものです。

また、策定にあたっては、循環型社会形成推進基本法等の関係法令のほか、えべつ未来づくりビジョン（第6次江別市総合計画）との整合を図っています。



3. 計画の期間

本計画は、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間としています。

23年 (2011年)	24年 (2012年)	25年 (2013年)	26年 (2014年)	27年 (2015年)	28年 (2016年)	29年 (2017年)	30年 (2018年)	31年 (2019年)	32年 (2020年)
第5次江別市総合計画 後期基本計画			えべつ未来づくりビジョン 〈第6次江別市総合計画〉						
(現 計 画 期 間) 計 画 期 間 (改 定 計 画 期 間)									
計 画 初 年 度				中 間 目 標 年 度					計 画 目 標 年 度

4. 計画の対象範囲

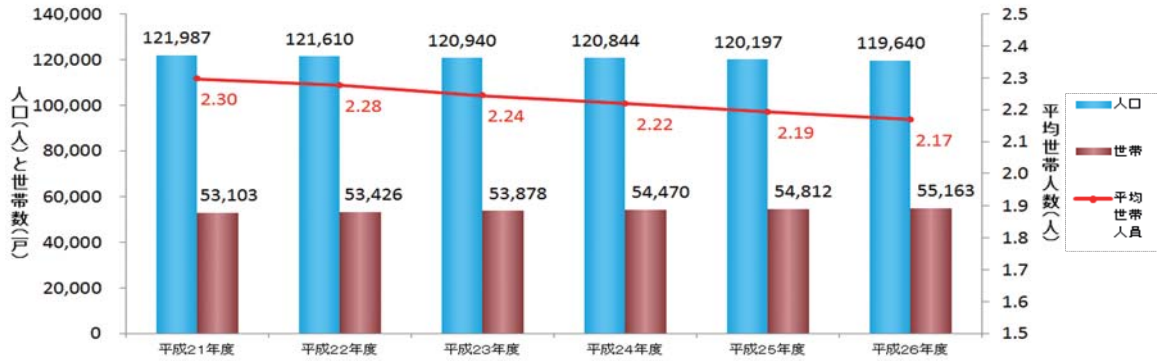
本計画の対象区域は、江別市全域とし、対象とする廃棄物は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項の規定に基づく一般廃棄物とします。

第2章 江別市の概況

1. 人口の状況

(1) 人口及び世帯数の推移

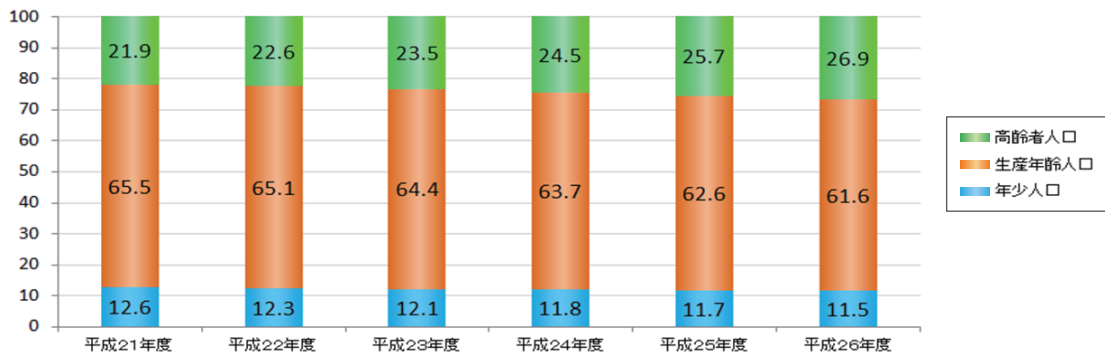
江別市の人口は、平成18年度をピークに現在まで減少傾向で推移しています。一方、世帯数は、増加傾向で推移していますが、平均世帯人員は減少し、世帯の少人数化が進んでいます。



人口及び世帯数等の推移〈各年度末住民基本台帳〉

(2) 年齢別人口の推移

年齢別人口は、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が減少し、高齢者人口（65歳以上）が増加しており、少子高齢化が進んでいます。

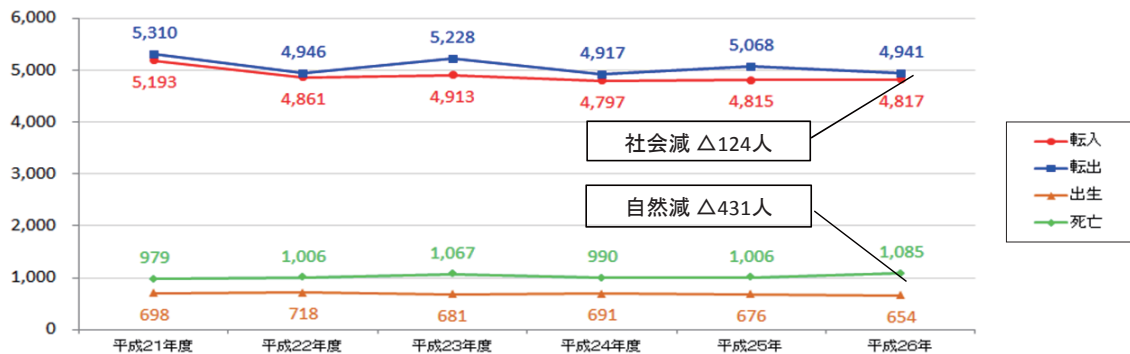


年齢別人口割合の推移(%)〈各年度末住民基本台帳〉

(3) 人口の動態

人口動態は、自然動態では出生より死亡が多い自然減で推移しており、社会動態では転入より転出が多い社会減で推移していることから、両要素により人口の減少傾向が続いている状態です。

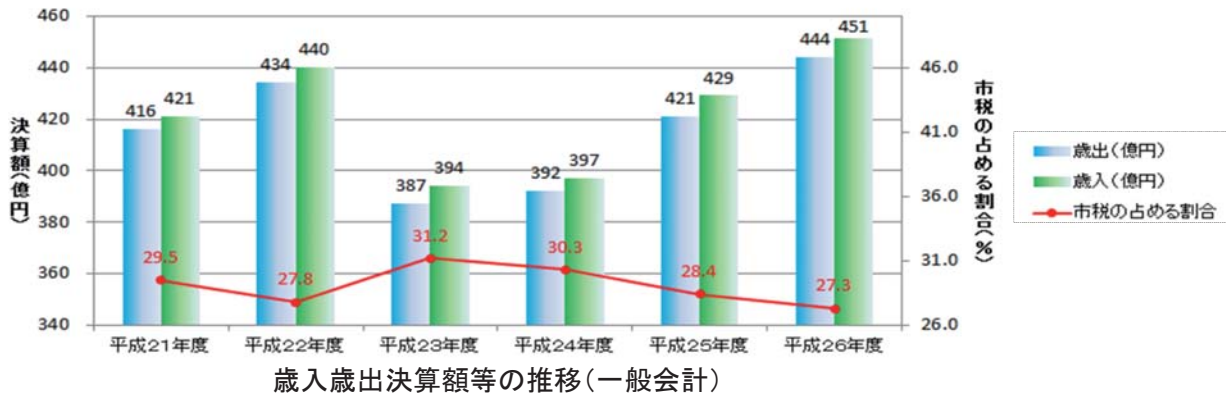
なお、平成24年度までは年度で集計し、平成25年から年で集計しています。



人口の動態(人)〈各年度住民基本台帳〉

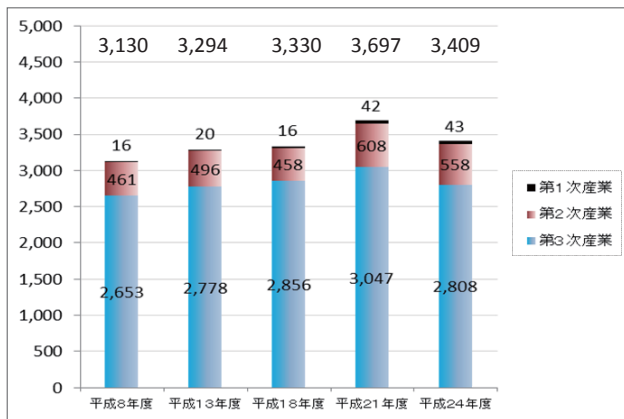
2. 財政の状況

市税については、生産年齢人口が減少傾向の中、大幅な増加を期待できない状況です。歳入決算額に占める市税の割合は、3割前後となっています。

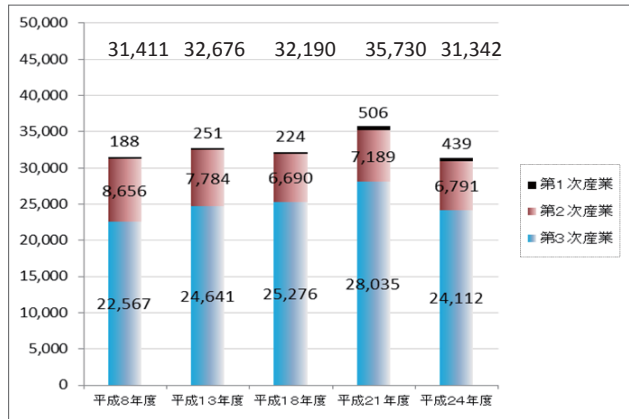


3. 産業の状況

江別市の産業別の事業所数と従業員数では、第3次産業が約8割を占めています。詳細は、次のとおりです。



産業別事業所数(各年10月1日現在)



産業別従業員数(人)(各年10月1日現在)

平成18年までの数値は、事業所・企業統計調査によるものです。

平成21年の数値は、新しく創設された平成21年経済センサス基礎調査によるもので、事業所・企業統計調査とは調査の対象は同じですが調査方法が異なっており、平成18年の数値と単純に比較できません。

また、平成24年の数値も新しく創設された平成24年経済センサス活動調査によるもので、国及び地方公共団体、農業・林業に属する個人経営の事業所等を除いているため、他の調査と単純に比較できません。

第2編 ごみ処理基本計画

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状

1. 分別区分等

江別市の家庭系ごみは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、資源物、危険ごみ、小型家電、古着・古布の7種類に分別しています。

なお、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみは有料収集、資源物、危険ごみは無料収集、小型家電、古着・古布は無料拠点回収です。

分別区分	主な品目	手数料		
家庭系ごみ	燃やせるごみ	生ごみ、紙類、プラスチック類(薄い・軟らかいもの)、布類、草・花など	有料	指定ごみ袋 ごみ処理券
	燃やせないごみ	木類、プラスチック類(厚い・硬いもの)、ガラス・陶磁器・金属類、小型家具・敷物類など	有料	指定ごみ袋 ごみ処理券
	大型ごみ	最大辺1m超えの大型家具・スキー、発火性のある石油ストーブ・ガスレンジ、硬いかたまり状の鉄アレイなど	有料	大型ごみ処理シール
	資源物	びん・かん、ペットボトル、紙パック、白色トレイ	無料	中身が見える袋
	危険ごみ	スプレー缶・ガスカセット缶、乾電池、ガス・オイルライター、蛍光灯、水銀体温計・温度計	無料	中身が見える袋
	小型家電	携帯電話、ノートパソコン、電気炊飯器、ヘアードライヤーなどの小型家電製品	無料	
	古着・古布	衣類、衣料品、古布など	無料	

※指定ごみ袋（燃やせるごみと燃やせないごみ共通）

5リットル袋（10円）、10リットル袋（20円）、20リットル袋（40円）、30リットル袋（60円）、40リットル袋（80円）の計5種類

※ごみ処理券

長さ1m以内で指定ごみ袋に入らないごみは、80円券、160円券の計2種類

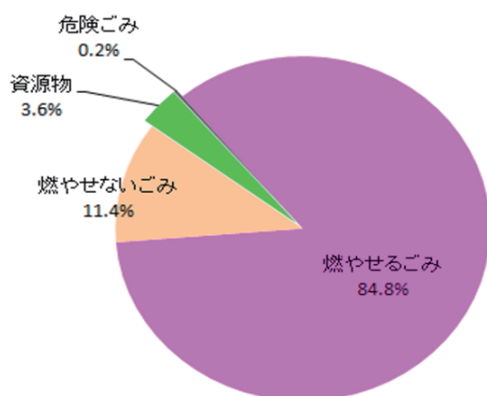
※大型ごみ処理シール

ごみの大きさや重さ、種類に応じて、250円、500円、1,000円の計3種類

排出割合は、平成22年10月実施の大型ごみ収集と平成25年5月実施の小型家電拠点回収により、燃やせないごみが1.4%減少しました。

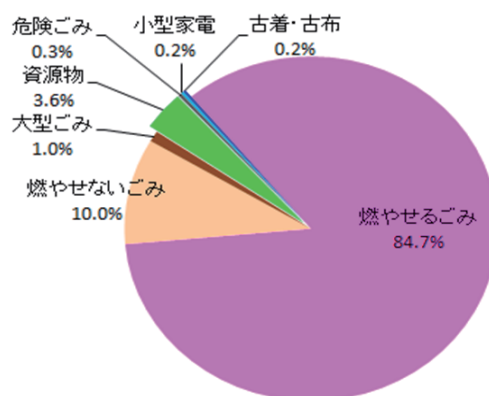
平成21年度

家庭系ごみ(行政収集分)の区分別構成比



平成26年度

家庭系ごみ(行政収集分)の区分別構成比



2. 収集・運搬体制

家庭系ごみの収集運搬は、燃やせるごみは週2回（農村地区は週1回）、燃やせないごみは月2回（農村地区は月2回～3回）、資源物と危険ごみは月2回（同日収集）、大型ごみは申込み制により戸別収集しており、これらの収集は全て民間事業者へ委託しています。

なお、小型家電と古着・古布は、市内6か所の回収拠点から直営で収集しています。

分別区分	収集区域	収集方法	収集回数	車両等	
家庭系ごみ	燃やせるごみ	市街地	ごみステーション	週2回	パッカー車
		農村地区	ごみステーション	週1回	パッカー車
	燃やせないごみ	市街地	ごみステーション	月2回	パッカー車
		農村地区	ごみステーション	月2回～3回	パッカー車 平ボディ車
	大型ごみ	市内全域	申込み制による 戸別収集	随時	パッカー車 平ボディ車
	資源物	市街地	ごみステーション	月2回	パッカー車 平ボディ車
		農村地区	ごみステーション	月2回	パッカー車 平ボディ車
	危険ごみ	市街地	ごみステーション	月2回	パッカー車 平ボディ車
		農村地区	ごみステーション	月2回	パッカー車 平ボディ車
	小型家電	市内全域	市内6か所 拠点回収	随時	回収ボックス
古着・古布	市内全域	市内6か所 拠点回収	随時	回収ボックス	

江別市で収集しない家庭系ごみについては、収集運搬許可業者による収集か、市民自身による施設への直接搬入となり、施設で処理ができない適正処理困難物（自動車用のタイヤやバッテリーなど）は、収集運搬許可業者や専門業者が収集処理しています。

一方、事業系ごみについては、排出事業者の責任で処理することとなりますが、事業者自ら施設に直接搬入する場合と、収集運搬許可業者に収集を依頼する場合があります。

3. ごみ処理フロー

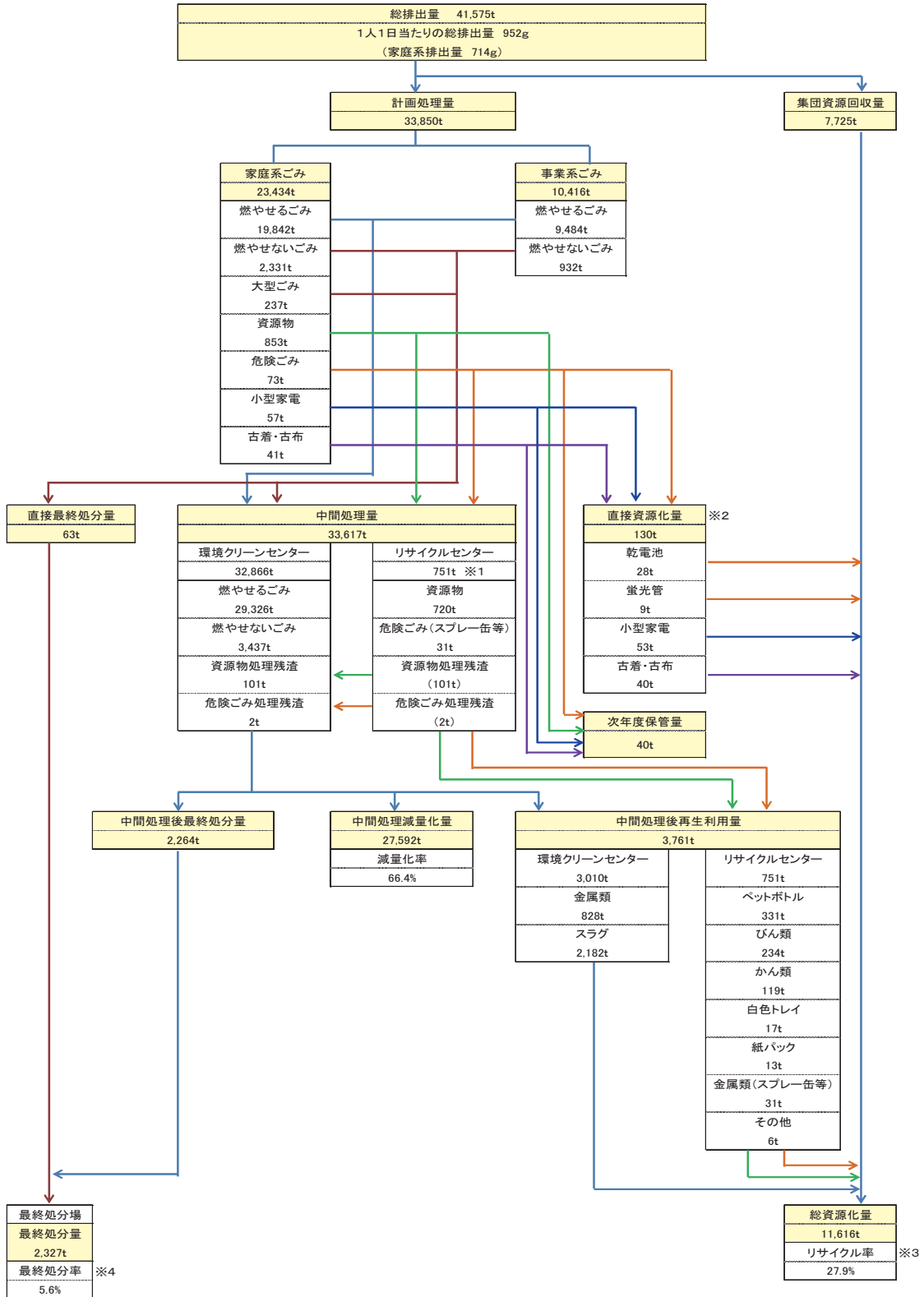
燃やせるごみ、燃やせないごみ及び大型ごみは収集後、環境クリーンセンターで中間処理（破碎・熱分解）を行い、資源物を取り出して資源化業者に売却し、処理残渣は最終処分場に埋め立てます。

資源物は収集後、リサイクルセンターで中間処理（選別・圧縮・減容・梱包）を行い、資源化業者に売却又は容器包装リサイクル協会に委託して資源化し、処理残渣は環境クリーンセンターで中間処理されています。

危険ごみは収集後、その種類に応じて、リサイクルセンターでの中間処理や再生業者への処理委託により資源化しています。

また、小型家電と古着・古布は回収拠点から収集後、保管施設（旧し尿処理場）で選別を行い、資源化業者に売却しています。

ごみ処理フロー図(平成26年度実績)



※1 リサイクルセンターの中間処理量には()書き数値は含まれない

※2 直接資源化量 : 中間処理施設での処理を経ずに再生業者等により処理される量

※3 リサイクル率 : 総資源化量を排出量で除した値

※4 最終処分率 : 最終処分量を排出量で除した値

4. ごみ組成

ごみ組成については、家庭系ごみは市内4地区のごみステーションからの抽出により、事業系ごみは環境クリーンセンターに搬入した許可業者車両からの抜き取りにより、調査を行いました。

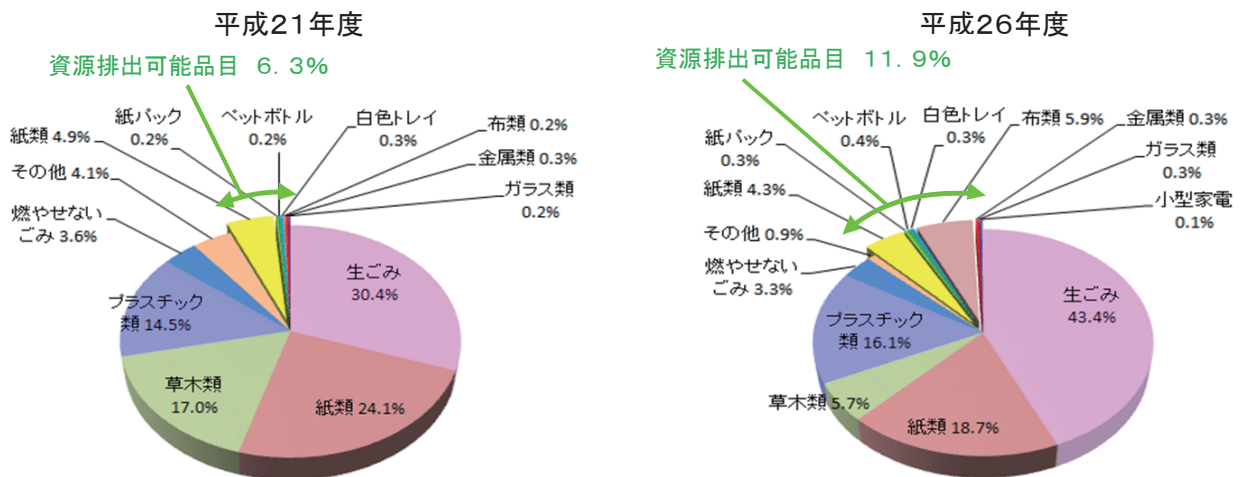
調査結果はグラフのとおりですが、平成26年度から資源排出可能品目として布類に古着全般を含めたことと小型家電製品を加えたことにより、資源物の割合が変化しています。

(1) 家庭系ごみ

① 燃やせるごみ

燃やせるごみの組成の特徴では、平成21年度と比較すると、平成26年度は草木類と非資源物の紙類の割合が16.7%減少し、生ごみの割合が13%増加しています。

また、燃やせるごみに占める資源排出可能品目の割合は、布類が増加したことにより、全体で5.6%増加しています。

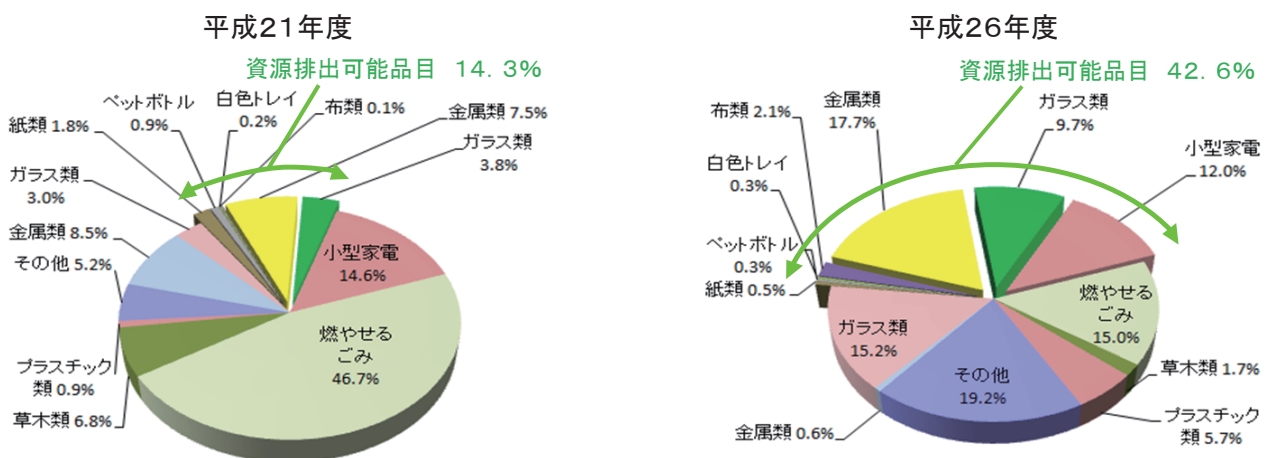


② 燃やせないごみ

燃やせないごみの組成の特徴では、平成21年度と比較すると、平成26年度は燃やせるごみの混入割合が31.7%減少しています。

要因としては、平成20年度に行ったプラスチック類の分別区分の変更が市民に浸透したことによるものと考えられます。

また、平成26年度の燃やせないごみに占める資源排出可能品目の割合は、かん等の金属類とびん等のガラス類が増加しているほか、小型家電製品等を加えたことにより、全体で28.3%増加しています。

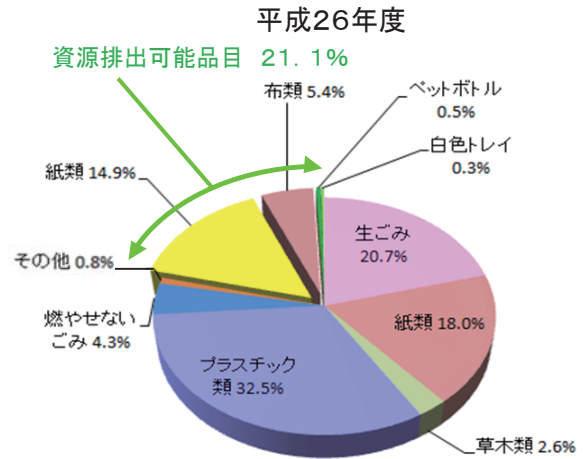
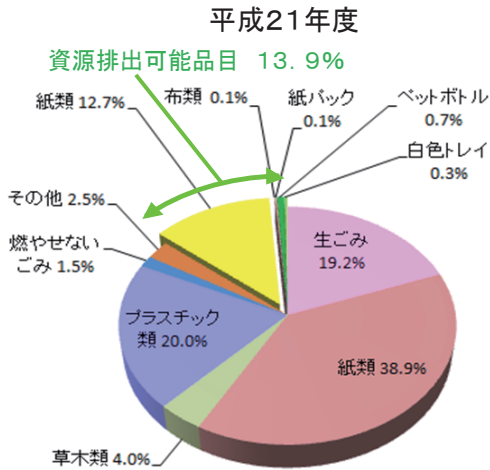


(2) 事業系ごみ

① 燃やせるごみ

燃やせるごみの組成の特徴では、平成21年度と比較すると、平成26年度は分別不適正な燃やせないごみの割合が2.8%増加しています。

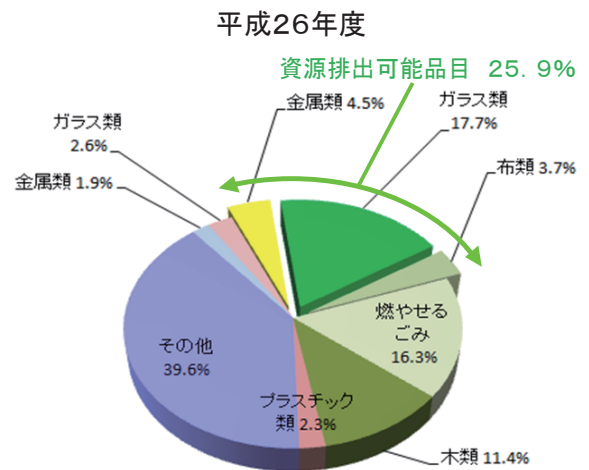
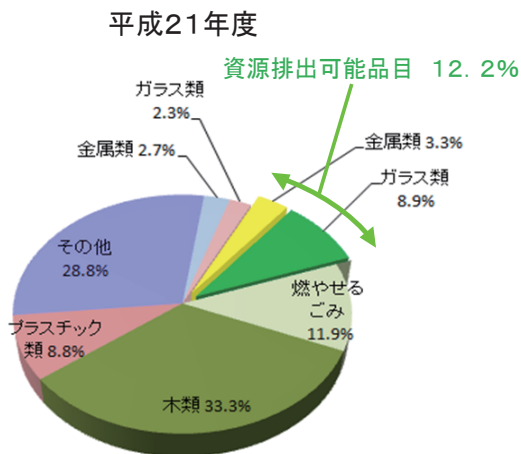
また、平成26年度の燃やせるごみに占める資源排出可能品目の割合は、紙類と布類が増加したことにより、全体で7.2%増加しています。



② 燃やせないごみ

燃やせないごみの組成の特徴では、平成21年度と比較すると、平成26年度は分別不適正な燃やせるごみの割合が4.4%増加しています。

また、平成26年度の燃やせないごみに占める資源排出可能品目の割合は、かん等の金属類とびん等のガラス類が増加したことにより、全体で13.7%増加しています。



第2章 ごみ処理施設

1. 中間処理施設

(1) 環境クリーンセンター

環境クリーンセンターは、江別市北西部の八幡地区に建設され、平成14年12月から稼動しています。

当施設は、燃やせるごみと燃やせないごみの中間処理施設で、ごみ処理の中核をなしています。

燃やせるごみの処理方式の特徴は、ごみを直接焼却するのではなく、可燃性ごみを熱分解し、ごみ自体の持つエネルギーを有効活用するサーマルリサイクル*1を行っています。

一方、灰分の溶融により発生した溶融スラグ*2を有効活用することにより、最終処分場への埋立て量を最小限としています。

また、排ガスの測定値も基準値を大きく下回るなど、環境負荷も低く抑えることができています。

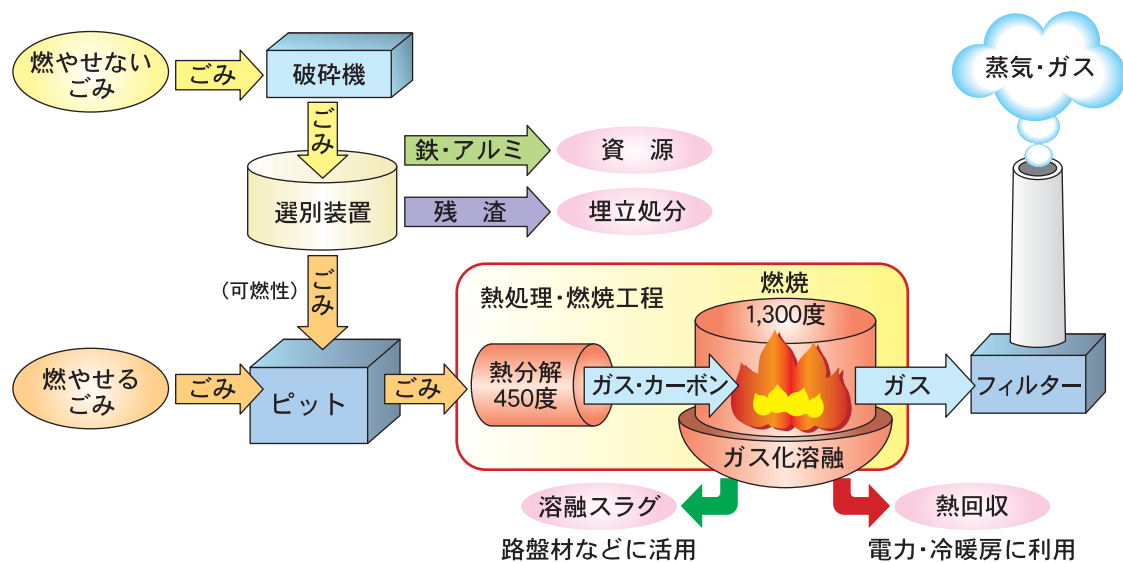
*1 サーマルリサイクル：ごみの焼却処理の際に発生する熱エネルギーを発電や暖房、温水などの熱源として利用すること。

*2 溶融スラグ：燃焼溶融炉で発生する灰を溶融して得られるガラス粒状の物質。

【環境クリーンセンターの概要】

所在地	江別市八幡122番地	
炉形式	ごみ熱分解燃焼溶融方式	
処理対象物と処理能力	燃やせるごみ 140トン/日 (70トン/日 × 2炉) 燃やせないごみ 35トン/5時間	
リサイクル(熱回収)発電能力	最大 1,980kW	
リサイクル	鉄、アルミ、溶融スラグ	
環境負荷 排ガス等排出目標値	ダイオキシン類	0.05ng-TEQ/Nm ³ 以下
	ばいじん	0.01g/Nm ³ 以下
	硫黄酸化物	K値=3以下
	塩化水素	100mg/Nm ³ 以下
	窒素酸化物	50cm ³ /Nm ³ 以下
	一酸化炭素	30ppm以下
建設費	7,298,593千円(平成12~14年度)	

【ごみの処理工程】



(2) リサイクルセンター

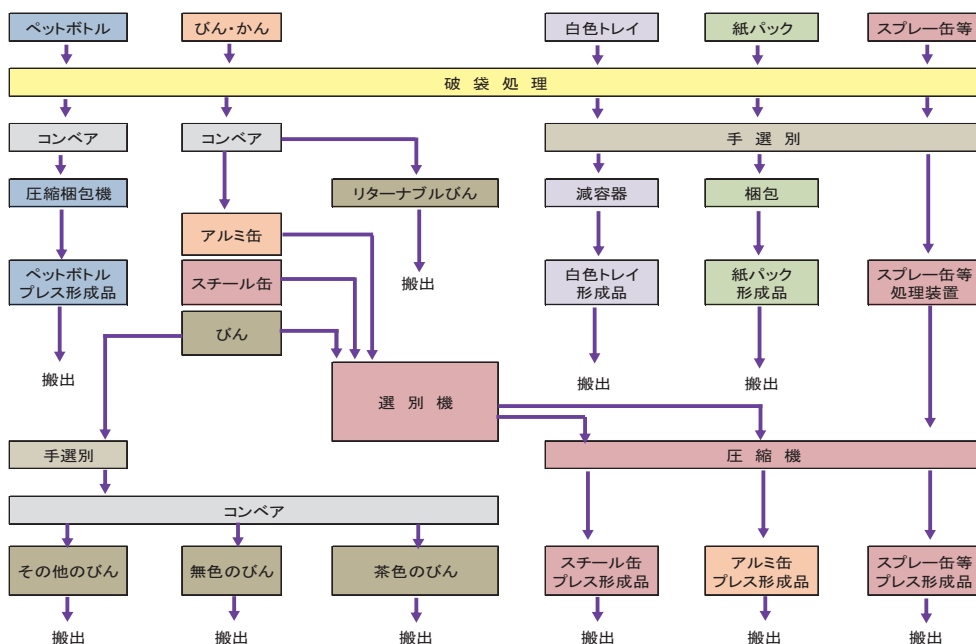
リサイクルセンターは、資源物のリサイクルのため平成11年度に建設され、びん、かん、ペットボトル、紙パック、白色トレイの資源化に向けた中間処理施設です。

また、危険ごみとして収集したガスカセット缶、スプレー缶の中間処理も行っています。

【リサイクルセンターの概要】

所在地	江別市工業町14番地1
運用開始	平成12年3月22日
処理能力	18.5トン/日
処理対象物	びん類、かん類、ペットボトル、紙パック、白色トレイ
建設費	446,250千円

【資源物等の処理工程】



2. 最終処分場

最終処分場は環境クリーンセンターの建設に併せて設置しています。

【最終処分場の概要】

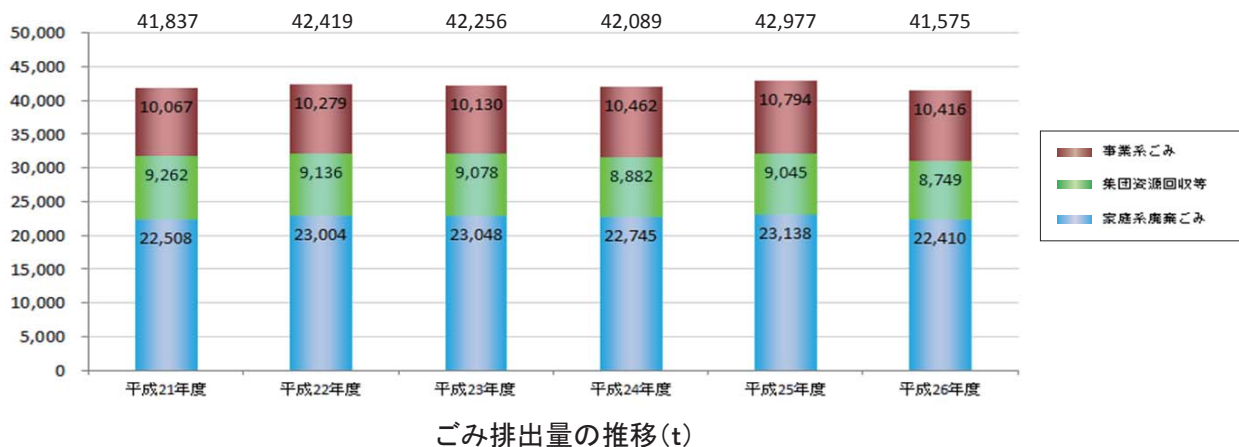
所在地	江別市八幡122番地
供用開始	平成16年6月1日
敷地面積	68,300㎡
埋立面積	34,000㎡
埋立容量	78,000㎡
汚水処理施設	汚水処理方法 : 汚水を消毒や生物処理により安全な基準値以下に処理 汚泥処理方法 : 汚泥物は遠心脱水等で水分を除去した上で焼却処分 処理能力 : 85㎡/日
建設費	1,684,665千円(平成14~15年度)

第3章 ごみの排出・処理の状況

1. ごみ排出の状況

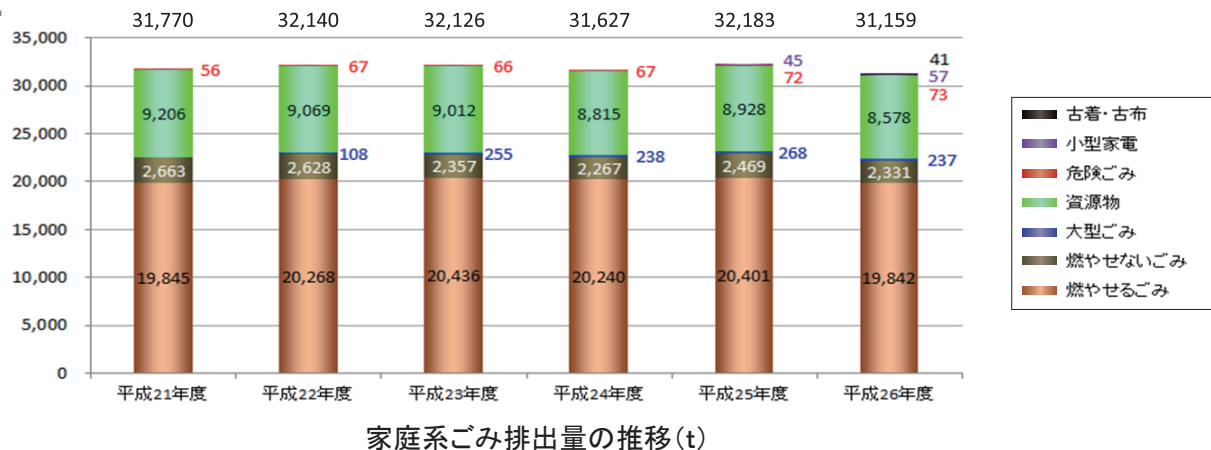
(1) ごみ総排出量の推移

ごみの総排出量は平成21年度から横ばいの状態で推移しています。



(2) 家庭系ごみ排出量の推移

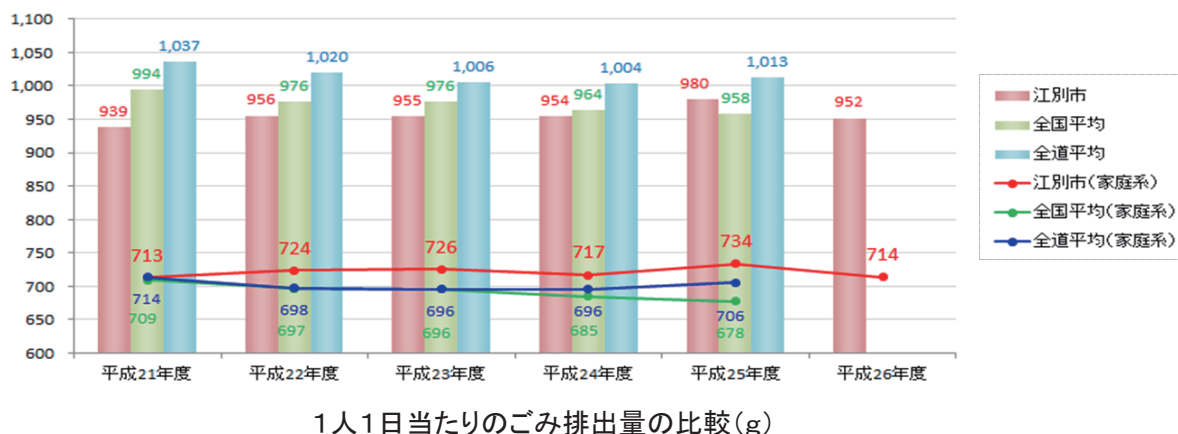
家庭系ごみの排出量についても総排出量と同じく、平成21年度から横ばいの状態で推移しています。



(3) 1人1日当たりのごみ排出量*の比較

1人1日当たりの家庭系ごみの排出量は、平成22年度から全国・全道平均を上回っています。

また、1人1日当たりのごみの排出量は、平成24年度まで全国・全道平均を下回っていましたが、平成25年度は全国平均を上回っています。

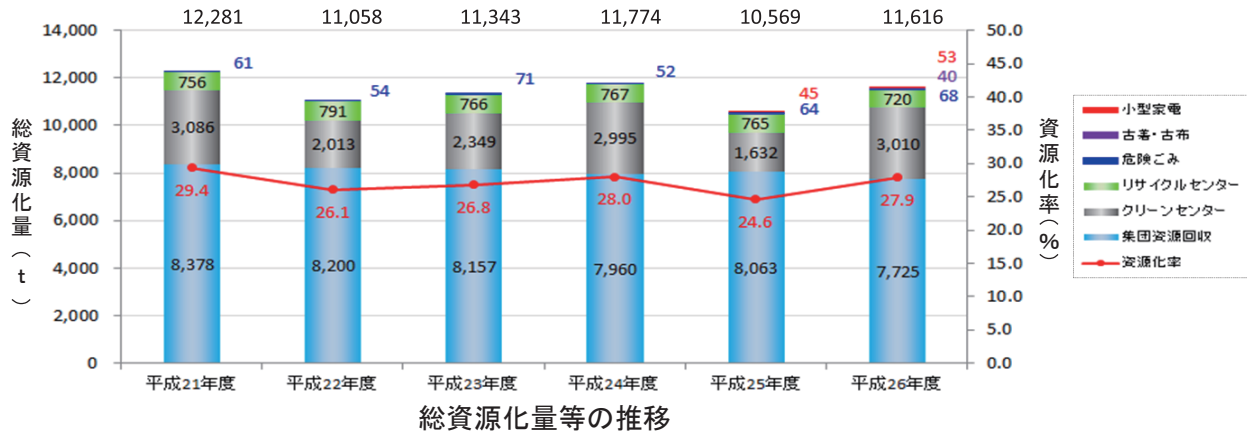


* 1人1日当たりのごみ排出量算式：
$$\frac{\text{排出量}}{\text{年間日数} \times \text{人口}}$$

2. 資源化の状況

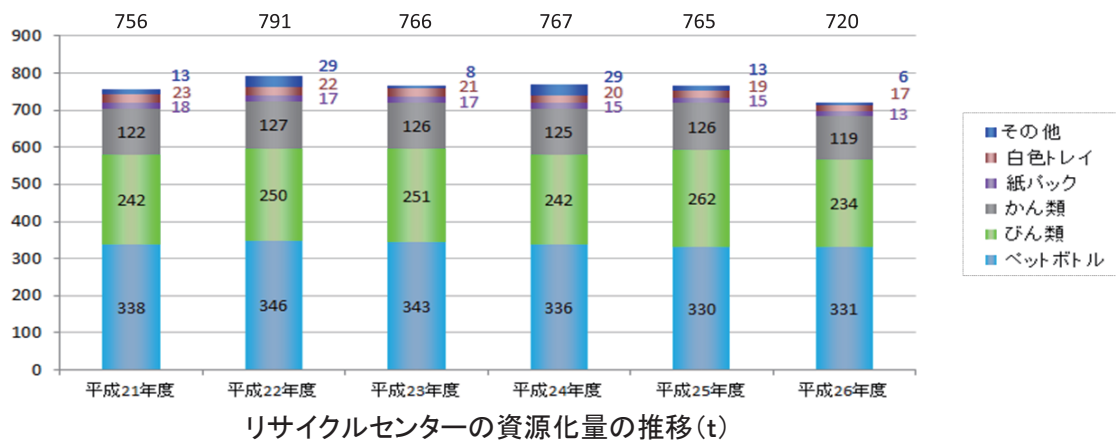
(1) 総資源化量の推移

総資源化量は平成25年度に若干減少しましたが、概ね横ばいで推移しています。



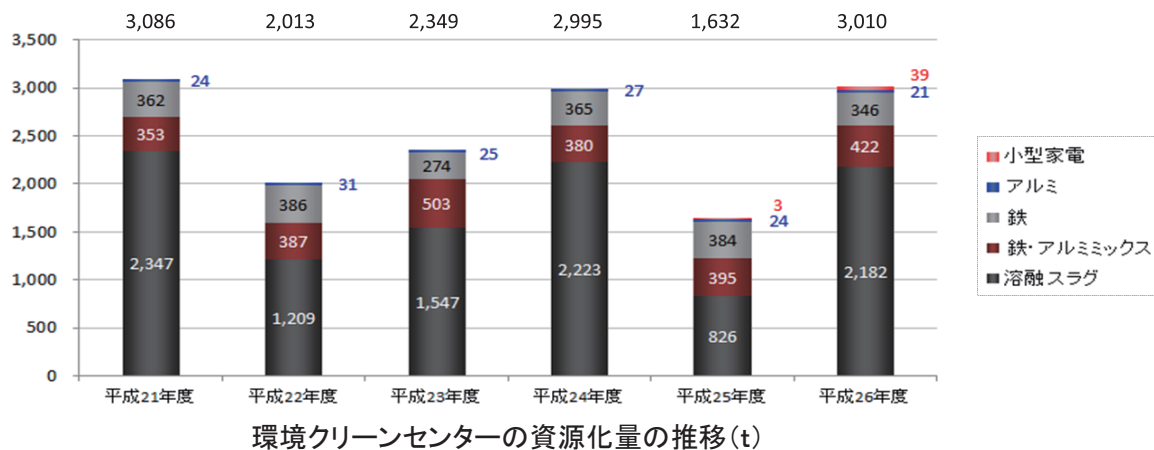
(2) リサイクルセンターの資源化量の推移

リサイクルセンターの資源化量が総資源化量に占める割合は、6%~7%で推移しています。



(3) 環境クリーンセンターの資源化量の推移

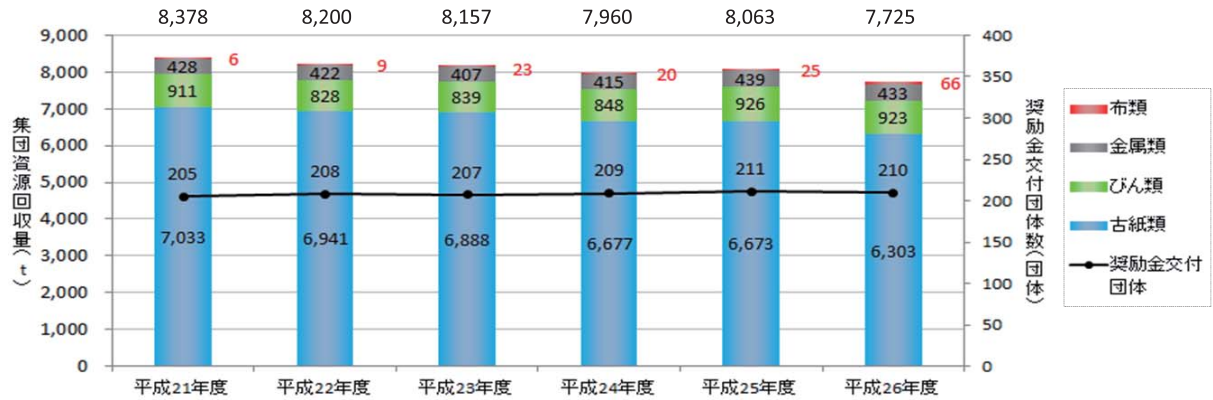
環境クリーンセンターの資源化量は、公共工事等での溶融スラグの使用量に影響を受けます。平成26年度は、182トンのスラグが使用されました。



(4) 集団資源回収の推移

自治会やPTA等の地域の団体が取り組む集団資源回収について、江別市は、その推進のため、回収を実施する団体に奨励金（3円/kg）を交付して支援しています。

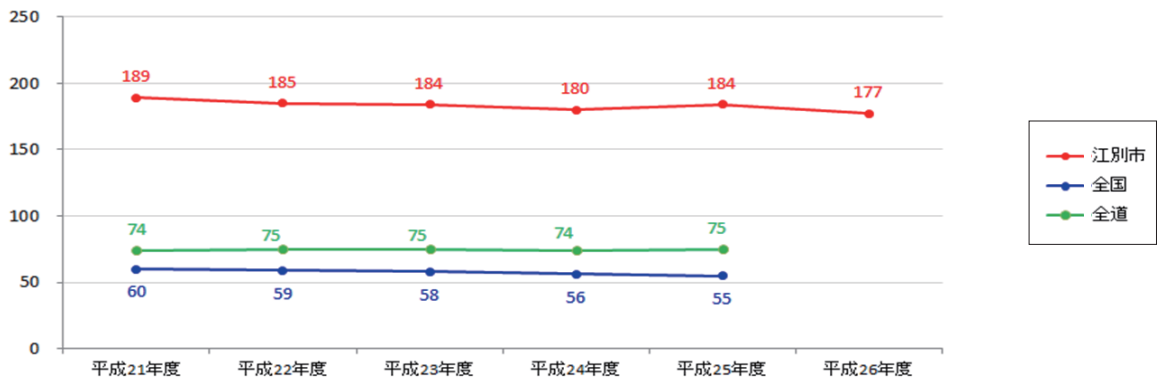
奨励金交付団体数は約210団体前後で推移していますが、新聞や雑誌等が多くを占める古紙類は、インターネットの普及など、情報を得る手段の多様化により減少していることから、集団資源回収全体の回収量も減少傾向となっています。



集団資源回収量等の推移

(5) 1人1日当たりの集団資源回収量の比較

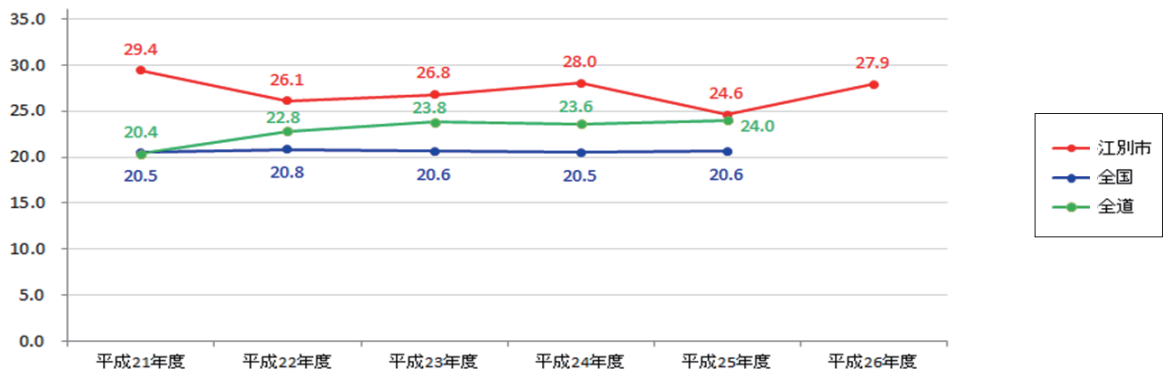
1人1日当たりの集団資源回収量は、全国平均の3倍、全道平均の2倍で推移しており、市民の資源化に対する意識の高さがうかがえます。



1人1日当たりの集団資源回収量の比較(g)

(6) リサイクル率（資源化率）の比較

リサイクル率については、江別市の集団資源回収量が多いこともあり、全国・全道平均を上回る状況で推移しています。

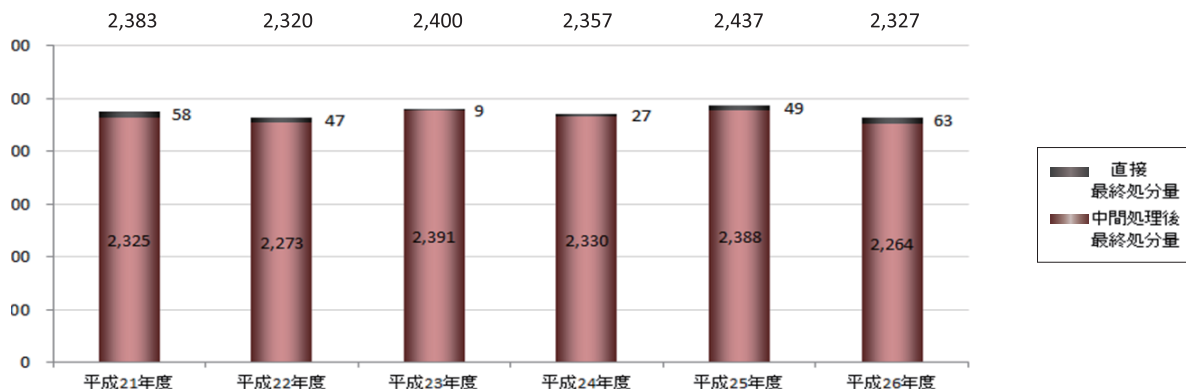


リサイクル率の比較(%)

3. 最終処分状況

(1) 最終処分量

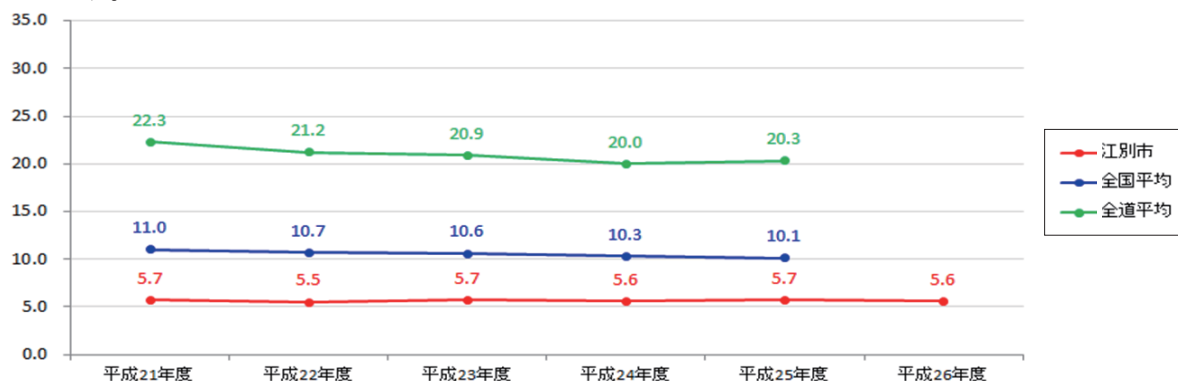
最終処分場に埋め立てられるものは、環境クリーンセンターで中間処理した後に出る残渣が最終処分量の約97%を占めています。



最終処分量の推移 (t)

(2) ごみ最終処分率の比較

ごみ最終処分率は、ごみの総排出量の5.5%から5.7%で推移しており、全国・全道平均を大きく下回っています。



ごみ最終処分率の比較 (%)

(3) 最終処分場残余容量の推移 (覆土含む)

最終処分場の残余容量は、埋立てる廃棄物を種類に応じて、重量から体積に換算して算出した残余容量(積算値)と、毎年度測量した残余容量(測量値)がありますが、どちらの値も当初計画値を上回っています。

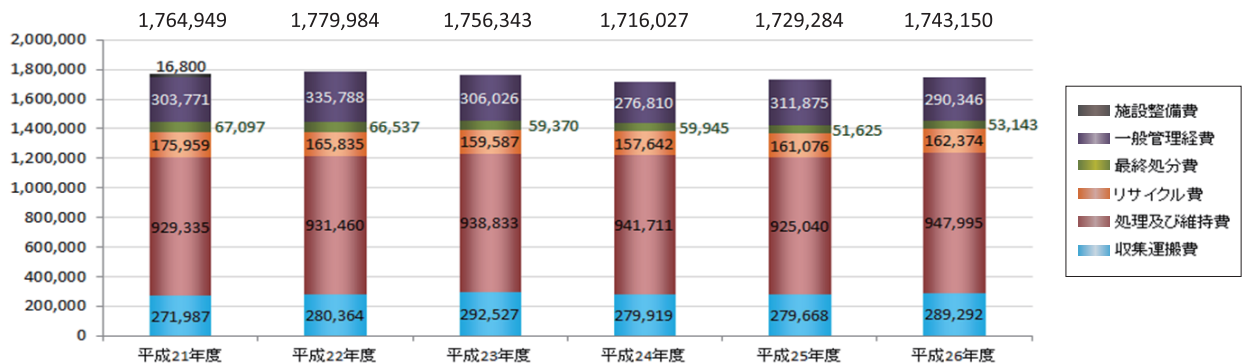


最終処分場残余容量の推移 (m³)

第4章 ごみ処理の収支

1. ごみ処理費用の推移

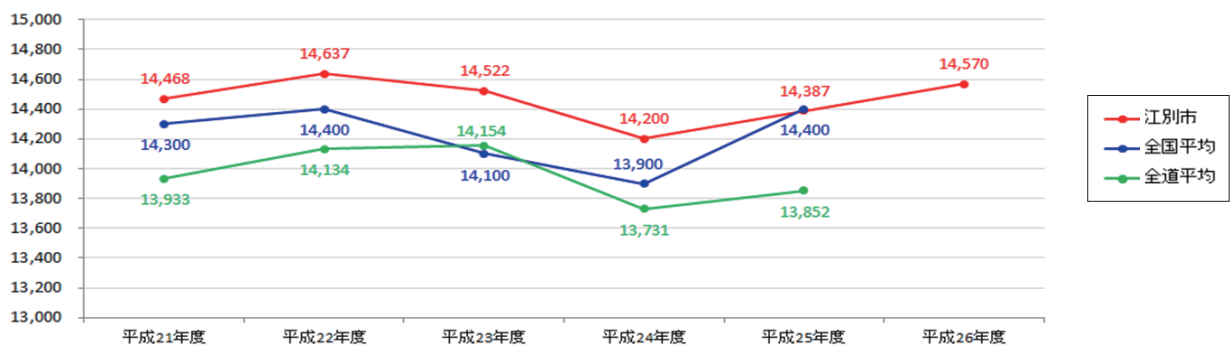
ごみ処理費用については、職員人件費や事務費などの一般管理経費が、定型的な業務の委託や組織の見直しにより減少しています。



ごみ処理費の推移(千円)

2. 1人当たりのごみ処理費用の比較

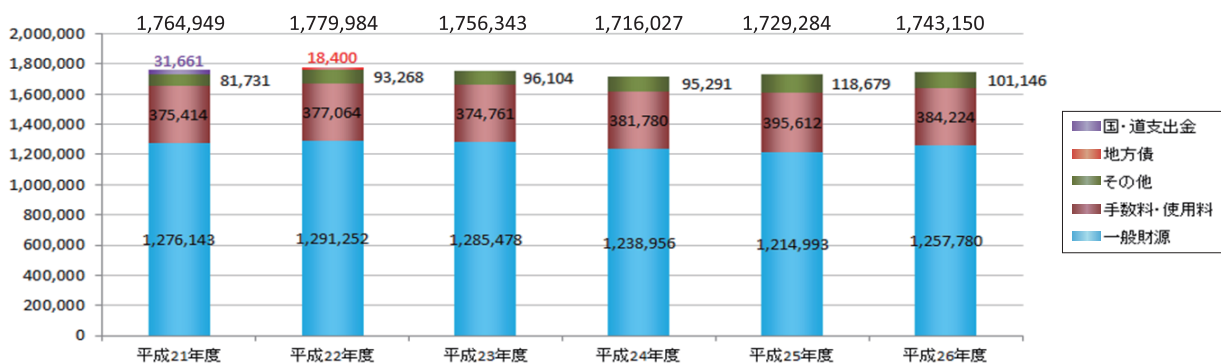
市民1人当たりのごみ処理費用は、環境クリーンセンターと最終処分場の長期包括的運営管理委託を行ったことにより、今後、必要な多額の施設修繕費等を平準化したため、全国・全道平均を上回っています。



1人当たりのごみ処理費用の比較(円)

3. 財源の推移

ごみ処理費用に充てられる財源は、環境クリーンセンターの搬入手数料(家庭系ごみ:90円/10kg、事業系ごみ:110円/10kg)と指定ごみ袋などのごみ処理手数料のほか、資源物の売却などの収入が充てられています。また、不足分は、市税などの一般財源により補われています。



ごみ処理費用に充てられる財源の推移(千円)

第5章 計画の検証

1. 中間目標値と実績値の比較

(1) 排出抑制の中間目標値と実績値の比較

平成26年度における1人1日当たりのごみ排出量は、中間目標値の920gと比べ、3.4%増加しており、目標を達成していない状況です。

区 分		平成21年度 (基準年度)	平成27年度 (中間目標年度) 中間目標値	平成26年度			平成32年度 (目標年度)
				実績値	中間目標値比較		
					増減	増減率	
総 量	排出量	41,837t	40,000t	41,575t	1,575t	3.8%	38,360t
	家庭系ごみ	31,770t	30,430t	31,159t	729t	2.3%	29,300t
	家庭系廃棄ごみ	22,508t	20,880t	22,410t	1,530t	6.8%	19,590t
	集団資源回収等	9,262t	9,550t	8,749t	△801t	△9.2%	9,710t
	事業系ごみ	10,067t	9,570t	10,416t	846t	8.1%	9,060t
1人 1日 当 た り	排出量	939g	920g	952g	32g	3.4%	910g
	家庭系ごみ	713g	700g	714g	14g	2.0%	695g
	家庭系廃棄ごみ	505g	480g	513g	33g	6.4%	465g
	集団資源回収等	208g	220g	201g	△19g	△9.5%	230g
住民基本台帳登録人口		121,987人	118,850人	119,640人	790人	0.7%	115,450人

(2) 資源化の中間目標値と実績値の比較

平成26年度におけるリサイクル率は、中間目標値と比べ、3.1ポイント減少しており、目標を達成していない状況です。

区 分	平成21年度 (基準年度)	平成27年度 (中間目標年度) 中間目標値	平成26年度			平成32年度 (目標年度)
			実績値	中間目標値比較		
				増減	増減率	
総資源化量	12,281t	12,450t	11,616t	△834t	△7.2%	12,510t
リサイクル率(資源化率)	29.4%	約31%	27.9%	△3.1ポイント	-	約33%

(3) 最終処分場の中間目標値と測量値の比較

平成26年度における最終処分場の残余容量(測量値)は34,320m³あり、供用期間を5年以上延長させる目標の達成は可能な状況です。

区 分	平成21年度 (基準年度)	平成27年度 (中間目標年度) 中間目標値	平成26年度			平成32年度 (目標年度)	平成35年度 (埋立終了予定年度)
			実績値	中間目標値比較			
				増減	増減率		
埋立容量(単年度)	3,193m ³	3,387m ³	4,087m ³	700m ³	17.1%	3,571m ³	3,686m ³
埋立容量(累計)	27,395m ³	47,211m ³	48,096m ³	885m ³	1.8%	64,697m ³	75,640m ³
残余容量(積算値)	50,605m ³	30,789m ³	29,904m ³	△885m ³	△3.0%	13,303m ³	2,360m ³
残余容量(測量値)	51,285m ³		34,320m ³	3,531m ³	10.3%		

※ 目標年度の残余容量は供用期間を当初計画の15年から5年延長させ、埋立終了予定を平成35年度とした場合の値です。

※ 最終処分場の残余容量(積算値)は、埋立てる廃棄物を種類に応じて重量から体積に換算して算出した値のため、毎年度測量した残余容量(測量値)より少ない値となっています。

2. 施策の検証

(1) 施策の実施状況

現計画では平成32年度の基本目標の達成に向けて、4つの基本方針の下に、34の施策に取り組むこととしています。

平成26年度までに、一部の先行実施の施策も含め、28の施策を実施しましたが、6つの施策については検討中です。

基本方針	施策	実施状況
基本方針 1 3Rの推進	1-1) 発生・排出抑制の啓発・支援	実施
	1-2) 広報機能の充実	実施
	1-3) 環境教育(学習)の推進	実施
	1-4) 市民団体等との協働	実施
	1-5) 生ごみ減量化の推進	実施
	1-6) リサイクルバンクの運営	実施
	1-7) リユース活動の情報提供	実施
	1-8) 事業系食品残渣再利用の調査研究	実施
	1-9) 集団資源回収の推進	実施
	1-10) 資源物収集の品目拡大の検討	検討中
	1-11) 事業者の自主回収ルートの活用	実施
	1-12) 植物性廃食用油の拠点回収の情報提供	実施
	1-13) 布類の拠点回収の拡充	実施
	1-14) 使用済小型家電の回収	実施
	1-15) グリーン購入の推進	実施
基本方針 2 適正なごみ処理の確保	2-1) 安全・安心なごみ処理体制の確保	実施
	2-2) 民間処分量者の活用	実施
	2-3) 在宅医療廃棄物の適正処理	実施
	2-4) 地域生活環境の保全	実施
	2-5) 事業系ごみの適正処理	実施
基本方針 3 市民の視点に立った ごみ処理システムの構築	3-1) 大型ごみ収集区分の新設	先行実施
	3-2) 指定ごみ袋の統合と新設	先行実施
	3-3) ごみ処理手数料の減免拡大	先行実施
	3-4) ごみ出し困難者に対する収集方法の検討	検討中
	3-5) 燃やせるごみの早期収集	検討中
基本方針 4 経済的・効率的な ごみ処理の推進	4-1) 施設の維持管理の推進	実施
	4-2) 収集運搬業務の一括委託	先行実施
	4-3) 資源物・危険ごみの同日収集	先行実施
	4-4) 燃やせないごみの収集回数の見直し	先行実施
	4-5) ごみ処理業務の委託拡大	実施
	4-6) 環境クリーンセンター処理手数料の検討	検討中
	4-7) リサイクルバンク利用者負担の検討	検討中
	4-8) 広報誌等への有料広告掲載の募集	実施
	4-9) 新しいコスト計算手法の導入研究	検討中

(2) 検証に必要な調査

これまで実施してきた施策の検証には、ごみの組成や排出量などの数値だけでなく、市民や事業者のごみ処理の実態や意向等も必要なことから、平成21年度に実施したアンケート結果を踏まえ、現計画の中間見直しにあたり、平成26年度に市民アンケートと事業所アンケートを実施しました。

調査の内容と結果は次のとおりです。

①市民アンケート

(ア) 調査の概要

- ・実施期間 : 平成26年11月4日～11月28日
- ・調査対象 : 市民3,000人
- ・回答率 : 1,369人(45.6%)
- ・調査項目 : 10項目28問(ごみ・資源物の排出実態やごみ減量、リサイクルに関する意識等)

(イ) 主な調査結果

○ごみ問題への関心度について

市民のごみ問題に対する関心度は、前回と同じく約90%と高い傾向が見られます。

○ごみと資源物の排出について

ごみの排出では、ごみと資源物の収集回数を70%以上の市民が「適当である」と回答しています。

また資源物は、前回より集団資源回収を活用する割合が高くなっています。

○分別の拡大によるリサイクルの推進について

リサイクルの推進では、前回と同じく「手間がかかっても、できるだけ費用をかけずにリサイクルを推進すべき」との回答が約40%と高く、また、資源物の拡大を希望する品目も前回と同じく「発泡スチロール」が26%と一番多くなっています。

○ごみの減量・リサイクルの取り組みについて

ごみの減量化・リサイクルの取り組みでは、前回と同じく約70%の市民が「マイバッグ持参」を「いつもしている」と回答しています。

また、取り組みを推進するには、約40%の市民が「パンフレット等を活用した情報提供の充実」が重要と回答しています。

○ごみステーションの状況・収集方式について

ごみステーションの状況では、前回と同じく「カラス被害」以外は、「正しく分別されていない」などのごみ出しのルール違反は、ほとんど見ないと回答しています。

また、ごみの収集方式では、前回と同じく「ステーション方式」でよいとの回答が79%と高い傾向が見られます。

○市の指定ごみ袋や大型ごみなどの処理について

使用する指定ごみ袋の大きさは、前回と同じく「20リットル」が約40%と一番多く、新規に作成した「5リットル」は2%となっています。

また、大型ごみ収集では、「電話での事前申込み制」や「大きさなどに応じた料金」についての認知度が約70%と高い傾向が見られます。

○市が取り組んでいるリユース・リサイクルについて

古着・古布及び小型家電の拠点回収では、約50%以上の市民が「一度も利用したことはないが、機会があれば利用したいと思う」と回答しています。

しかし、実際に「利用したことがある」との回答は20%未満にとどまっています。

また、リサイクルバンクの土曜日開館の認知度も5%にとどまっています。

○清掃事業全般の市民満足度について

市民満足度では、前回と同じく、約50%が「満足」・「少し満足」、約40%が「普通」と回答しており、清掃事業全般は概ね市民に受け入れられていると考えられます。

②事業所アンケート

(ア) 調査の概要

- ・実施期間 : 平成26年9月1日～9月25日
- ・調査対象 : 300事業所
- ・回答率 : 115事業所(38.3%)
- ・調査項目 : 11項目11問(法令の認知度、ごみの排出やリサイクルの取り組み状況等)

(イ) 主な調査結果

○品目別の処理方法について

産業廃棄物や事業系一般廃棄物、家庭系一般廃棄物の区分の認知度では、前回と同じく約90%が認知していると回答しています。

○ごみと資源物の排出量について

燃やせるごみの排出量では、週5kg以下の少量排出の回答が37%とで一番多く、週1,000kg超の多量排出の回答は5%で前回より4%減少しています。

○ごみと資源物の保管場所について

ごみと資源物の保管場所では、「保管場所がある」との回答が、ごみでは94%で前回より3%、資源物では89%で前回より7%増加しています。

○ごみと資源物の排出状況について

ごみと資源物の排出状況では、前回と同じく排出頻度は週2～3回が41%、1回当りの排出量は50kg以下が77%で一番多くを占めています。

○ごみ処理の契約方式について

ごみ処理の契約方式では、前回と同じく「重量や袋数に応じた契約」との回答が約60%で一番多くを占めています。

○ごみ・資源物の処理経費について

1か月あたりのごみ・資源物の処理経費では、2,000円超から50,000円以下の回答が67%で前回より9%増加し、月50,000円超の回答は20%で前回より7%減少しています。

○ごみ減量や資源物リサイクルの取り組みについて

ごみ減量や資源物リサイクルの取り組みでは、「ごみ減量等について社内への呼びかけ」など、取り組みをおこなっているとの回答が66%あり、何も取り組みをしていないとの回答は34%で前回より4%増加しています。

○ごみ減量や資源物リサイクル推進の問題点について

ごみ減量や資源物リサイクル推進の問題点では、前回と同じく「分別の手間や経費がかかる」など、問題があるとの回答が約60%を占めています。

○関係法令の認知度について

関係法令の認知度では、テレビや冷蔵庫などの特定家電の処理方法が一般に普及していることから、前回と同じく家電リサイクル法の認知度が75%で一番多くを占めています。

○江別市の処理範囲の認知度について

「品目別の処理方法について」の設問では、廃棄物の区分の認知度は約90%認知している反面、「江別市では産業廃棄物を処理していない」などの処理範囲の認知度は約70%にとどまっていることから、言葉として認知していても、十分な理解には至っていない場合が多いと考えられます。

(3) 施策の検証

基本方針 1 【3Rの推進】

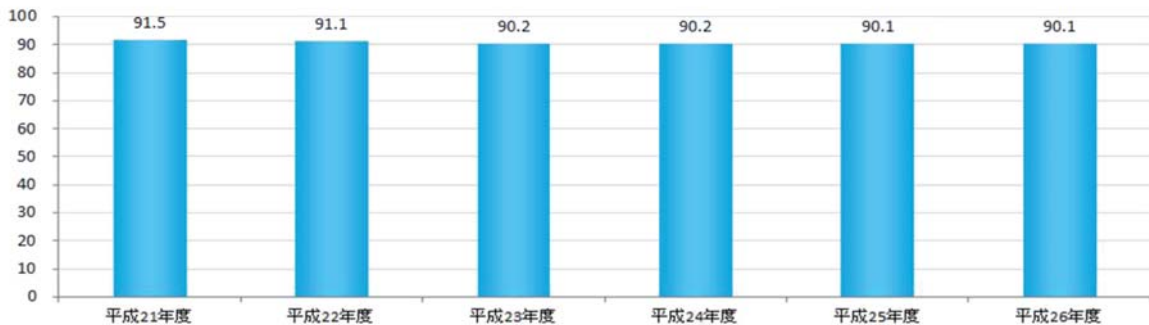
(広報等による教育・啓発)

1-1) 発生・排出抑制の啓発・支援

ごみの発生や排出抑制は、市民一人ひとりが、余分なものは買わないなど、ごみ減量の意識を高める必要があることから、これまでマイバッグ持参運動や生ごみの水切りなどの啓発を行ってきました。

マイバッグの持参率は、店舗での啓発のぼりの設置やレジ袋の有料化により90%台で推移しています。

一方、生ごみの水切りについては、広報誌等への掲載や水切り器のモニター配布を行ってきましたが、市民アンケートでは、「生ごみは水切りなど、減量してから出す」との設問に対し、「いつも行っている」との回答は49%であったことから、一層の啓発が必要な状況です。



マイバッグ持参率(%)

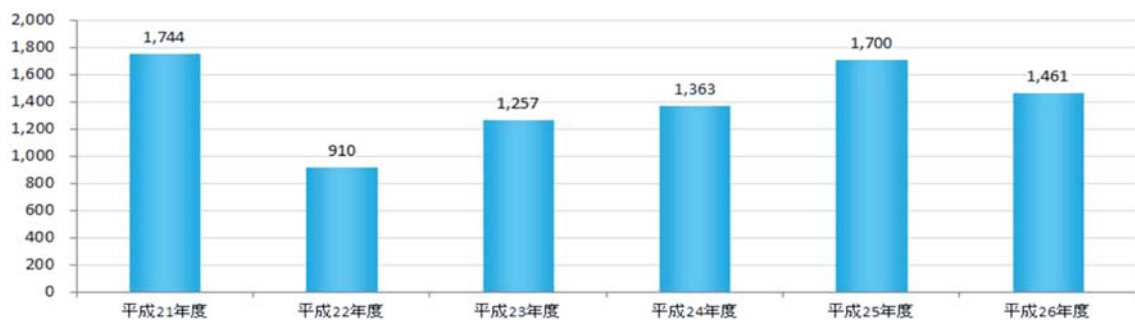
1-2) 広報機能の充実

ごみ分別・排出ルール of 徹底など、ごみ処理に関する情報提供は、広報えべつ、分別の手引き、収集日カレンダー、ごみコミえべつ、ホームページのほか、自治会回覧などを発行し、市民への周知・啓発に努めてきましたが、一部、ごみの分別が徹底されず排出されていることから、更なる広報機能の充実が求められる状況です。

1-3) 環境教育(学習)の推進

循環型社会の形成に向けた知識や行動を多くの市民に習得してもらうため、小学生を対象としたごみのパンフレットの作成、ごみの減量やリサイクルの仕組みを学習する夏休みリサイクル教室を開催したほか、自治会などの団体を対象とした出前講座を実施し、直接市民にごみの減量化を働きかけてきました。

また、環境クリーンセンターやリサイクルセンターでは、学校や自治会などの団体を中心とした施設見学の受け入れを行ってきました。



施設見学者数(人)

1-4) 市民団体等との協働

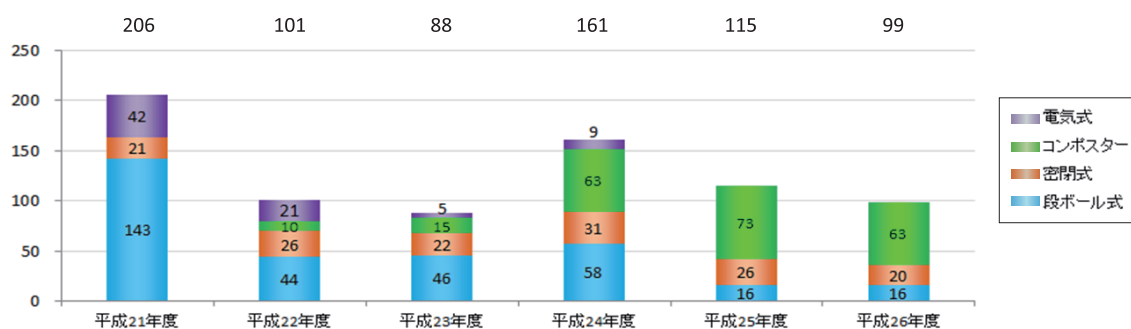
市民団体と行政との連携は、ごみの減量や資源化の取り組みを、地域全体に広げていく原動力になることから、市民団体と連携した資源物の回収などに取り組んできたほか、平成27年度からは、大学と連携したごみ出しルールの効果的な啓発手法を研究しています。

(発生・排出抑制、再使用、リサイクル)

1-5) 生ごみ減量化の推進

家庭から排出される燃やせるごみの約4割を占める生ごみを減らすため、生ごみ堆肥化容器(段ボール式、密閉式、コンポスター)の購入助成と堆肥化講習会の開催や、生ごみの水切りによる減量化を啓発してきましたが、一般に普及するまでには至らなかったことから、平成27年度に食材を使い切る「生ごみダイエットレシピ講習会」を開催しました。

なお、電気式生ごみ処理機の入力助成については、電気料金の上昇に伴う購入希望者の減少もあり、平成24年度で廃止しました。

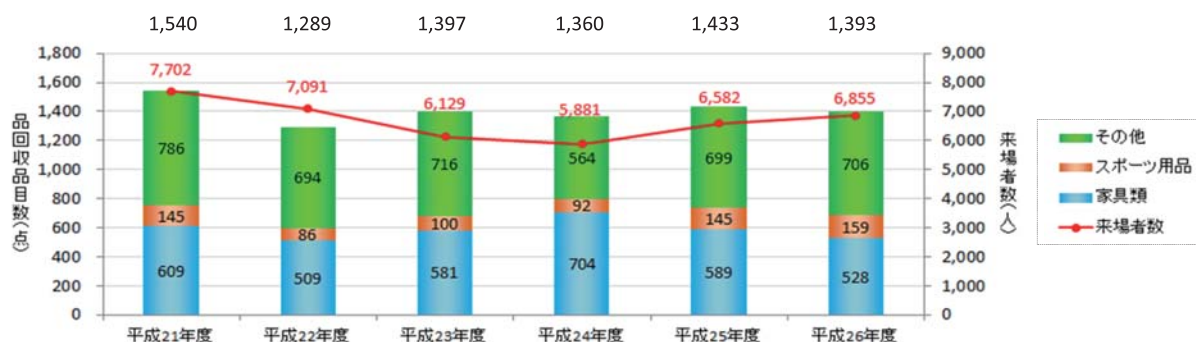


生ごみ堆肥化容器購入助成件数の推移(件)

1-6) リサイクルバンクの運営

まだ使える家具等を、希望する市民に無償で提供するリサイクルバンクの運営では、市民の利便性を高めるため、これまでの平日だけの開館を、平成26年度から土曜日(午前中)も開館し、来場者数は、近年、増加傾向にあります。

しかし、市民アンケートでは、土曜日開館の認知度は5%にとどまっており、利用者拡大に向けて、積極的な市民周知が必要な状況です。



リサイクルバンク利用状況

1-7) リユース活動の情報提供

民間での古着等のリユースを目的としたフリーマーケットなどのイベント開催情報を、広報えべつなどに掲載するなど、支援してきました。

1-8) 事業系食品残渣再利用の調査研究

スーパーマーケットやコンビニエンスストア等の事業所から排出される食品残渣(動植物性残渣)の再利用の研究では、産学官が廃棄物の再利用等を研究する北海道バイオマスネットワーク会議に参加して事業系食品残渣の再利用の研究を進め、現在、民間事業者による飼料化試験を支援しています。

1-9) 集団資源回収の推進

自治会やPTAなどが取り組む集団資源回収では、ガイドブックの作成などによる啓発に努めた結果、衣類全般をリユースするシステムが構築されたこともあり、布類の回収量が増加しました。一方、集団資源回収量の多くを占める古紙類の回収量は、減少傾向となっています。

1-10) 資源物収集の品目拡大の検討

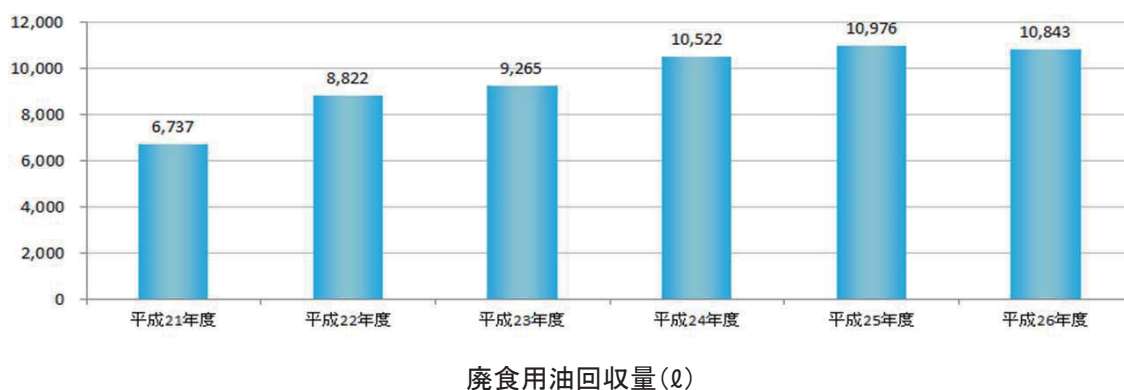
市民アンケートでは、資源物収集の要望が一番多かった品目は発泡スチロールでした。品目の拡大については、この要望も踏まえ、収集や中間処理のコストなどを考慮して検討しています。

1-11) 事業者の自主回収ルートを活用

スーパーマーケット等では、自店で販売した白色トレイなどの店頭回収を実施しています。こうした店頭回収の取り組みを市民がもっと活用できるよう、ホームページ等で情報提供してきました。

1-12) 植物性廃食用油の拠点回収の情報提供

民間事業者では、家庭から出る使用済み天ぷら油等の植物性廃食用油をスーパーマーケットやレストランと連携して拠点回収を行っており、回収した油をバイオディーゼル燃料（BDF）等として再生利用しています。この取り組みが市民に活用されるよう、ホームページ等で情報提供してきました。



1-13) 布類の拠点回収の拡充

古着等の布類の回収は、工業用ぞうきん（ウエス）等としての活用が可能な綿50%以上のものを中心に、市民活動センターにおいて回収が行われていましたが、衣類全般をリユースするシステムが構築されたことから、市民への普及を目的として、平成26年度から市公共施設6か所に古着・古布の回収ボックスを設置し、拠点回収を拡充しました。

1-14) 使用済小型家電の回収

レアメタル（希少金属）を回収する使用済小型家電の回収は、イベントなどのほか、平成25年度の「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行に伴い、家電量販店と連携して独自に拠点回収を行ってきました。さらに、平成26年度から国の実証事業として、市公共施設6か所に小型家電の回収ボックスを設置し、拠点回収を拡充しました。

1-15) グリーン購入の推進

リサイクルをより一層推進していくため、江別市ではグリーン購入法に基づき、再生品の優先購入を進めてきました。

基本方針 2 【適正なごみ処理の確保】

2-1) 安全・安心なごみ処理体制の確保

ごみ処理の中核施設である環境クリーンセンターは、長期包括委託により民間事業者がその運営管理を行っていますが、職員によるモニタリングにより、運転の効率化や適正な施設の維持管理に努め、安全・安心なごみ処理体制を確保してきました。

2-2) 民間処分業者の活用

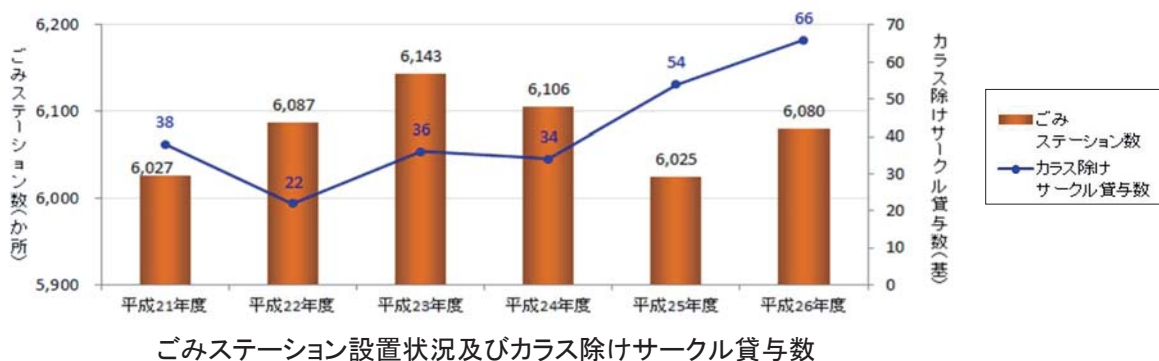
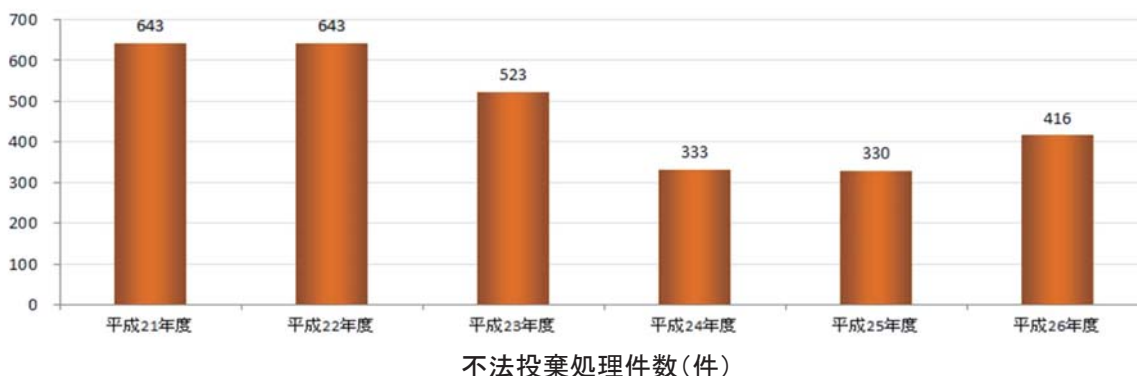
処理が困難な家庭から排出される農薬等について、民間事業者に「一般廃棄物処分業」の許可を付与し、適正処理を確保してきたほか、畳や事業系の紙類の処理についても、RPF（紙や廃プラスチック等を原料とした固形化燃料）の製造等の許可を付与し、資源化に努めてきました。

2-3) 在宅医療廃棄物の適正処理

在宅医療廃棄物のうち注射針など鋭利なものは、針刺し事故の発生など、収集作業時等における感染の危険性があることから、医療関係者と協議し、江別市が処理できるものと、医療機関で処理すべきものなど、その範囲を明確化し、適正処理に努めてきました。

2-4) 地域生活環境の保全

不法投棄や野焼きの防止等では、地域の生活環境保全のため、看板やのぼりによる注意喚起や警察、消防等の関係機関との連携のほか、民間事業者と不法投棄等の情報提供に関する協定を締結し、監視を強化してきました。



ごみステーション管理の支援では、カラス除けサークルの貸与などにより、カラス除けサークルの普及とカラス被害の軽減に努めてきました。

ごみ出しルールについては、地域自治会や大学と連携して地域のルール違反の状況等について、情報交換をしてきたほか、アパート管理会社や大学生協等を通じて、専用冊子を配布するなど、周知・啓発を行ってきました。

また、平成27年度は、大学新生を対象としたごみ出しルールの説明会を開催し、啓発に努めてきました。

2-5) 事業系ごみの適正処理

事業者への適正処理等の指導・啓発では、収集運搬許可業者を通じた指導やパンフレットの配布、セミナーの開催等による啓発等を行ってきたほか、事業所に対し、職員が立入るなどして指導にあたってきました。

しかし、事業系ごみの組成では燃やせるごみで21.1%、燃やせないごみで25.9%の資源物の混入が見られたほか、事業所アンケートでは約30%の事業所が江別市のごみの処理範囲を知らないと回答するなど、一部の事業者のごみに対する意識の低さなどもあり、ごみの減量化や資源化が進んでいない状況です。

基本方針 3 【市民の視点に立ったごみ処理システムの構築】

3-1) 大型ごみ収集区分の新設（平成22年10月 先行実施）

それまでごみステーションに出せなかった大型家具やガスコンロなど発火性のあるものや、鉄アレイなどの硬いかたまり状のものについて、事前の電話申し込みにより、戸別に収集する大型ごみ収集を実施しました。

3-2) 指定ごみ袋の統合と新設（平成22年10月 先行実施）

市民の袋の使い分ける手間をなくし、取扱店の保管・販売の手間を軽減するほか、作成などに要する経費の節減を図るため、燃やせるごみ袋と燃やせないごみ袋を統合し、合わせて少量排出の要望を踏まえて、5リットル袋を新設しました。

3-3) ごみ処理手数料の減免拡大（平成22年10月 先行実施）

ごみ処理手数料の減免対象は、生活保護世帯に限っていましたが、福祉と子育て支援の観点から、常時、紙おむつが必要な要介護高齢者や2歳未満の乳幼児等に拡大しました。

3-4) ごみ出し困難者に対する収集方法の検討

高齢者などのごみ出し困難者は、現在、家族や民生委員などの地域の福祉活動に支えられていますが、今後、増加が予想されることから、ごみ出し困難者に対する収集について、検討しています。

3-5) 燃やせるごみの早期収集

ごみのカラス被害や飛散防止には早期の収集が望まれることから、収集業務の地区割りや収集ルートなど収集体制のあり方について、検討しています。

基本方針 4 【経済的・効率的なごみ処理の推進】

4-1) 施設の維持管理の推進

現在、中間処理が行われている環境クリーンセンターの運営管理は、長期包括委託により、安全で安心な施設の運転を継続してきたほか、施設の安全で安定的な運転管理を維持するため長期修繕計画を策定中です。

また、最終処分場については、管理型最終処分場としての安全性を確保してきました。

4-2) 収集運搬業務の一括委託（平成22年10月 先行実施）

燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、危険ごみの収集については、個別に委託してきたものを、大型ごみ収集も含めて一括して委託したことにより、業務量に応じた車両や人員の調整等、収集運搬業務の効率性の向上を図りました。

4-3) 資源物・危険ごみの同日収集（平成22年10月 先行実施）

月1回の危険ごみ収集では、曜日違いの排出が多く見られ、収集上の支障となっていたことから、月2回の資源物の収集と同じ日にしたことで、こうした支障を解消し、同時に車両の効率的な運用を図りました。

4-4) 燃やせないごみの収集回数の見直し（平成22年10月 先行実施）

平成20年10月に実施した分別区分の変更により、燃やせないごみの量が半減したことから、年末年始や引っ越しシーズンの春先などの排出量が増加する時期を除き、週1回から月2回に収集回数を見直しました。

4-5) ごみ処理業務の委託拡大

ごみ処理費用を抑制し、効率的な業務の執行を図るため、指定ごみ袋の管理や不適正排出ごみの回収など、定型的な業務を委託してきました。

4-6) 環境クリーンセンター処理手数料の検討

環境クリーンセンターの搬入手数料の見直しについては、排出抑制や費用負担の公平化といった観点のほかに、指定ごみ袋や大型ごみなどのごみ処理手数料とのバランスに配慮しながら、江別市全体の手数料の見直しの中で検討しています。

4-7) リサイクルバンク利用者負担の検討

リサイクルバンクの運営費用は全て公費で賄われていることから、受益者負担として利用者に一定の負担を求めることは、リユースの中心的事業である当事業の持続的な運営を確保するほか、物を大切に長く使うという市民意識を高める一面もあることから、利用料などの費用負担のあり方やその手法等について検討しています。

4-8) 広報誌等への有料広告掲載の募集

分別の手引き、収集日カレンダーに有料広告を掲載し、広告収入を確保して経費節減に努めてきました。

4-9) 新しいコスト計算手法の導入研究

施設の維持費等ごみ処理に要する費用の必要性や効率性等を、全国統一的な基準を用いて比較検証するため、国の動向や他市の状況などを見ながら、計算手法の導入について研究しています。

第6章 ごみ処理基本計画（中間見直し）

1. 見直しの方向性

（1）基本的な方向性

現計画の見直しにあたって、本計画の基準年度を平成26年度とし、目標年度（平成32年度）の各目標値の達成に向け、上位計画であるえべつ未来づくりビジョン（第6次江別市総合計画）や、国及び北海道の廃棄物処理に関する計画と整合を図り、基本方針に基づく新たな施策等を策定して重点的に取り組みます。

（2）重点的に取り組む事項

- ①ごみ排出抑制を促すための具体的な施策等を展開するとともに、分別の徹底を推進します。
- ②民間事業者と連携した資源化を推進します。
- ③ごみ処理における市民サービスの充実に努めます。
- ④経済的・効率的なごみ処理の継続に向け、適正なごみ処理施設の維持管理に努めます。

2. 基本目標と基本方針

（1）基本目標

前章までの背景や現状を踏まえた上で、ごみ処理に係る課題に対処し、環境負荷の少ないまちを目指すためには、ごみの排出者となり得るすべての者が、ごみの減量から最終処分に至るまでの過程において、それぞれの立場で必要な役割に取り組むことにより、資源循環型の地域社会をつくりあげていくことが必要です。

このことから、本計画の基本目標は現計画と同じく、「市民・事業者・行政の協働による循環型社会の形成」とします。

①市民(消費者)の役割

市民一人ひとりが、ごみの排出者であるという自覚を持ち、生活習慣を見直し、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rや適正排出に努めるものとします。

②事業者の役割

事業者は、生産、流通、販売等の各段階でその事業活動スタイルを見直すなど、市民とともに3Rに努めるほか、自身にごみ処理責任があることを自覚して法令等の理解を深め、適正な処理に努めるものとします。

③行政の役割

江別市は、市民や事業者との協働により3Rに取り組みやすい環境やシステムを整備するとともに、市民の視点に立って、ごみの適正処理に必要な施設の維持や事業の効率化に努めるものとします。

（2）基本方針

この計画の基本目標の達成に向けて、市民、事業者、行政の役割を踏まえ、「環境」・「社会」・「経済」の3つの視点の下に次の4つの基本方針を定め、具体的な施策を実施していきます。

基本方針 1 【3Rの推進】

大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活スタイルから脱却し、循環型社会の形成に向け、ごみの発生抑制、再使用及び再生利用の3Rの取り組みを推進します。

基本方針 2 【適正なごみ処理の確保】

安全で安心なごみ処理体制を確保し、ごみの収集運搬・処理・処分を適正に行うことで、良好な生活環境をつくります。

基本方針 3 【市民の視点に立ったごみ処理システムの構築】

市民の関心や要望の強い事業に優先的に取り組むなど、市民の理解と協力が得られるような、適切で満足度の高いごみ処理システムを構築します。

基本方針 4 【経済的・効率的なごみ処理の推進】

費用対効果を考慮した事業運営を行うことや各主体が適切な費用負担をすることにより、将来にわたって持続的かつ安定的なごみ処理ができるよう、健全で効率的なごみ処理を推進します。

3. 計画の目標値

本計画が減量化及び資源化の対象とする廃棄物は、家庭系ごみ及び事業系ごみの合計で、家庭系ごみには燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ（以下「家庭系廃棄ごみ」という。）、資源物、危険ごみ、小型家電、古着・古布のほかに、集団資源回収も含まれます。

目標値の設定に当たっては、目標年度における人口を推計（30ページ参照）し、江別市、国及び北海道の各種計画との比較（37ページ参照）を行うとともに、基準年度における江別市の水準を勘案しています。

◇ 排出量の目標値 ◇

平成32年度における1人1日当たりのごみ排出量を910gとします。

- ・平成32年度における1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を695gとします。
- ・平成32年度における事業系ごみ排出量を9,060tとします。

◇ 資源化の目標値 ◇

平成32年度におけるリサイクル率を約33%とします。

◇ 最終処分の目標値 ◇

平成32年度における最終処分場残余容量を13,303m³以上とします。

(1) 排出抑制の目標値

平成32年度における排出抑制の目標値は、平成26年度と比べ、家庭系廃棄ごみを9.4%削減する一方、資源物や集団資源回収の回収量を14.4%増加させることにより、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を平成26年度の714gから19g削減した**695g**とします。

また、事業系ごみの排出量は、平成26年度と比べ、13%削減した**9,060t**とします。

以上により、平成32年度における1人1日当たりごみ排出量の目標値は現計画と同じく**910g**とし、平成26年度より4.4%削減します。

区 分		平成26年度 (基準年度)	平成32年度 (目標年度)		
			目標値	基準年度比較	
				増減	増減率
総 量	排出量	41,575t	38,360t	△3,215t	△7.7%
	家庭系ごみ	31,159t	29,300t	△1,859t	△6.0%
	家庭系廃棄ごみ	22,410t	19,590t	△2,820t	△12.6%
	集団資源回収等	8,749t	9,710t	961t	11.0%
	事業系ごみ	10,416t	9,060t	△1,356t	△13.0%
1 人 1 日 当 た り	排出量	952g	910g	△42g	△4.4%
	家庭系ごみ	714g	695g	△19g	△2.7%
	家庭系廃棄ごみ	513g	465g	△48g	△9.4%
	集団資源回収等	201g	230g	29g	14.4%
住民基本台帳登録人口		119,640人	115,450人	-	-

(2) 資源化の目標値

平成32年度におけるリサイクル率の目標値は、現計画と同じく**約33%**とし、平成26年度より5.1ポイント向上させます。

区 分	平成26年度 (基準年度)	平成32年度 (目標年度)		
		目標値	基準年度比較	
			増減	増減率
総資源化量	11,616t	12,510t	894t	7.7%
リサイクル率(資源化率)	27.9%	約33%	5.1ポイント	-

(3) 最終処分目標値

平成32年度における最終処分の目標値は、最終処分場の残余容量を**13,303m³以上**とし、埋立終了を平成35年度以降に延長させます。

区 分	平成26年度 (基準年度)	平成32年度 (目標年度)
		目標値
埋立容量(累計)	48,096m ³	64,697m ³
残余容量(積算値)	29,904m ³	13,303m ³
残余容量(測量値)	34,320m ³	

人口推計

現計画での人口推計

現計画の人口推計は平成21年度末の住民基本台帳登録人口を起点として、第5次江別市総合計画の人口推計に準じて算定し、平成32年度における人口を115,450人と推計しました。



現計画の人口推計(人)

本計画の人口推計

本計画の人口推計は平成26年度末の住民基本台帳登録人口を起点として、平成26年3月に策定したえべつ未来づくりビジョン（第6次江別市総合計画）の人口推計に準じて算定し、平成32年度における人口を現計画と同じ115,450人と推計します。



本計画の人口推計(人)

- ※ 総合計画の人口は、住民基本台帳に登録されていない人口を含む国勢調査の人口（5年毎）を基に推計しており、年度末住民基本台帳登録人口を用いる本計画の人口推計より多い数値となっています。
- ※ 国勢調査は、生活実態に即して実際に居住している場所で調査を行っていることから、住民登録を変更せずに江別市に転入するなど、住民票の届出場所と実際に住んでいる場所が一致しない場合があるため、江別市では国勢調査の人口が多くなっている状況です。

平成22年度

国勢調査人口(平成22年10月1日) ⇒ 123,722人 住民基本台帳登録人口(平成22年10月1日) ⇒ 122,138人

平成22年度の国勢調査人口と住民基本台帳登録人口の差 ⇒ 1,584人

平成22年度末住民基本台帳登録人口(平成23年3月31日) ⇒ 121,610人(国勢調査人口との差 ⇒ 2,112人)

4. 基本方針に基づく施策

基本目標の達成に向けて、4つの基本方針の下に、次の26の施策に取り組みます。

基本方針	施策	展開状況
基本方針 1 3Rの推進	1-1) 発生・排出抑制の啓発・支援	継続
	1-2) 広報機能の充実	継続
	1-3) 環境教育(学習)の推進	継続
	1-4) 市民団体等との協働	継続
	1-5) 生ごみ減量化の推進	継続
	1-6) リサイクルバンクの運営	継続
	1-7) 集団資源回収の推進	継続
	1-8) 資源物収集の品目拡大の検討	継続
	1-9) グリーン購入の推進	継続
	1-10) 事業系食品残渣再利用の推進	新規
	1-11) 古着・古布及び小型家電の拠点回収	新規
基本方針 2 適正なごみ処理の確保	2-1) 安全・安心なごみ処理体制の確保	継続
	2-2) 民間処分業者の活用	継続
	2-3) 在宅医療廃棄物の適正処理	継続
	2-4) 地域生活環境の保全	継続
	2-5) 事業系ごみの適正処理	継続
	2-6) 大規模災害時のごみ処理体制の確保	新規
基本方針 3 市民の視点に立った ごみ処理システムの構築	3-1) ごみ処理手数料の減免拡大	継続
	3-2) ごみ出し困難者に対する収集方法の検討	継続
	3-3) 燃やせるごみの早期収集	継続
基本方針 4 経済的・効率的な ごみ処理の推進	4-1) 施設の維持管理の推進	継続
	4-2) ごみ処理業務の委託拡大	継続
	4-3) 環境クリーンセンター処理手数料の検討	継続
	4-4) 広報誌等への有料広告掲載の募集	継続
	4-5) 新しいコスト計算手法の導入研究	継続
	4-6) 収集手法・収集区分等の検証	新規

基本方針 1 【3Rの推進】

(広報等による教育・啓発)

1-1) 発生・排出抑制の啓発・支援

ごみの発生や排出を抑制するためには、ごみとなるものを持ち込まない、余分なものは買わない、繰り返し使えるものや長持ちするものを買う、大事に扱うなど、市民自身のライフスタイルを見直し、行動することが求められることから、これまでマイバッグ持参運動を推進してきました。

今後は、新たにマイはし・マイボトル持参運動や、洗剤などの詰め替え容器の使用を推進するほか、各家庭で実践しているごみの減量化の手法やアイデアを募り、これらの取り組みを普及させることで、家庭ごみの減量化につながるよう、啓発に努めます。

また、食品等の販売時に不要なトレイを使わないノートレイ運動の推進を店舗や市民に働きかけていくほか、スーパーマーケット等で実施している食品トレイ等の店頭回収を啓発していきます。

1-2) 広報機能の充実

ごみ分別・排出ルールの徹底や、3Rの啓発等のごみ処理に関する情報提供については、広報えべつ、分別の手引き・収集日カレンダー、ごみコミえべつ、ホームページのほか、その都度、パンフレット等を発行し、市民への周知・啓発に努めてきました。

今後は、民間団体が取り組んでいるフリーマーケットや慈善バザーなどによる衣類等のリユース活動のほか、事業者による廃食用油や資源物の回収ルート等の情報についても、市民活用がより進むよう分かりやすく提供していきます。

また、他の自治体では、スマートフォンなどを活用したごみの分別ガイド等の効果的な啓発手法を導入していることから、江別市においても導入を検討します。

1-3) 環境教育（学習）の推進

(1) 環境教育教材等の充実

循環型社会の形成に向けた知識や行動を多くの市民に習得してもらうため、学校や自治会など様々な場面で活用できる分かりやすい教材・資料等を作成・配布するほか、ごみ減量に関するキャラクターやキャッチフレーズの導入の検討などして、環境やごみの減量化の重要性を身近に感じられるように啓発に努めます。

(2) 施設見学の充実

環境クリーンセンターやリサイクルセンター等のごみ処理施設では、従来より学校や自治会などの団体を中心として施設見学を受け入れし、毎年多くの団体に施設機能等を説明してきましたが、3Rの推進についてより広く市民に理解してもらうため、市民個人を対象としたごみ処理施設見学会を開催するなど施設見学を充実します。

(3) 出前講座の充実

市民のごみ減量やリサイクルの取り組み促進については、広報やリーフレット等による情報提供も大事ですが、相対して直接伝えられる出前講座方式が理解を深める上で有効です。

これまでも、生ごみ堆肥化・減量等について講座を実施してきましたが、関係団体との連携のもと、自治会等への情報提供など、その充実にも努めます。

1-4) 市民団体等との協働

これまでも市民団体などとの協働により、ごみの減量化や資源化に取り組んできたところであり、更なるごみの減量化と資源化を進めるため、市内の大学とも連携して、効果的な啓発手法等の研究を進めていくほか、地域で取り組める減量化や資源化の手法を具体的に検討します。

(発生・排出抑制、再使用、リサイクル)

1-5) 生ごみ減量化の推進

家庭から排出される燃やせるごみの約4割は、水分を多く含む生ごみです。食材は使い切る、食べ残しをしない、生ごみを堆肥化する、ごみに出すときは水切りをするなどの取り組みにより、生ごみを減らすことができます。

生ごみの水切り・乾燥化の啓発や堆肥化容器（段ボール式、密閉式、コンポスター）の購入助成を継続していくほか、食材を使い切る調理方法や上手な食材の保存方法を普及させる「生ごみダイエット講習会」を開催し、生ごみの減量化を進めます。

1-6) リサイクルバンクの運営

家庭で不要となったまだ使える家具類やスポーツ用品等を、希望する市民に無償で提供するリサイクルバンク事業は、不要品の地域循環により、ごみとして出されないようにするリユース事業の中心となっています。

江別市では、このリサイクルバンクを再利用の実践・啓発の拠点として、引き続き運営していくほか、イベントやホームページ等を活用して不要な家具などを、必要とする市民へ効率的に引渡せる仕組み作りも検討します。

1-7) 集団資源回収の推進

自治会やPTAなど、地域の団体が自主的に取り組んでいる集団資源回収は、江別市のリサイクル事業の中で主要な位置を占めています。

集団資源回収は、行政収集（資源物収集）のように、収集体制や処理施設の整備といった公費負担の必要がないほか、市民間での地域協働にも一役果たしている面もあることから、従前より集団資源回収に奨励金を交付し、支援してきており、引き続き推進していきます。

また、これまでの古着等の布類の回収は、工業用ぞうきん（ウエス）等としての活用が可能な綿50%以上のものが中心でしたが、近年は衣類全般をリユースするシステムが構築されたことから、集団資源回収による衣類全般の回収が進むよう啓発し、回収量の増加に努めます。

1-8) 資源物収集の品目拡大の検討

混ぜれば「ごみ」、分ければ「資源」というように、リサイクルの推進にはより細かな分別が求められます。一方、分別品目の拡大は、収集運搬や処理コストを増加させるばかりでなく、市民による分別作業の負担が大きくなる側面もあり、この間のバランスが大切です。

市民アンケートでは、発泡スチロール、廃食用油、その他プラスチック、雑紙、木・枝木等について分別収集の要望がありましたが、上記の要件を踏まえ、分別品目の拡大について総合的に検討していきます。

1-9) グリーン購入の推進

リサイクルをより一層推進していくためには、商品の購入に当たって再生品の需要を喚起していくことも必要です。

従前より率先して再生品の優先購入を進めており、引き続きグリーン購入を推進していきます。

1-10) 事業系食品残渣再利用の推進（新規）

ごみ量の削減には、事業系廃棄物の減量化が重要であることから、産学官が連携して廃棄物の再利用等について研究する「北海道バイオマスネットワーク会議」に参加して、事業系食品残渣の減量化の手法等を研究してきました。

この研究内容を踏まえ、民間事業者が飼料化する試験を実施しており、今後の状況を見ながら事業化に向けた支援を進めていきます。

また、飼料化に向かない食品残渣についても、民間事業者と連携した堆肥化やバイオガス化などの研究を進めていきます。

1-11) 古着・古布及び小型家電の拠点回収（新規）

平成26年度から公共施設6か所に古着・古布及び小型家電の回収ボックスを設置し、拠点回収を行っています。

古着・古布については、集団資源回収で取り扱っていない地域や団体などがあることから、引き続き拠点回収を行っています。また、小型家電の拠点回収についても、小型家電リサイクル法等により市町村に処理責任があることから、引き続き拠点回収を行っています。

なお市民アンケートでは、古着・古布及び小型家電の拠点回収について、「知らなかった」との回答が約20%あったことから、更なる市民周知を行っていくほか、必要に応じて回収拠点の設置場所の見直し等を検討していきます。

基本方針 2 【適正なごみ処理の確保】

2-1) 安全・安心なごみ処理体制の確保

環境クリーンセンターは、ごみの中間処理と同時に、再生利用（マテリアルリサイクル）や熱回収（サーマルリサイクル）を行うごみ処理の中核施設で、ごみの適正処理にはなくてはならない施設です。

現在、長期包括委託により民間事業者がその運営管理を行っていますが、職員によるモニタリングを継続し、運転の効率化や適正な施設の維持管理に努め、安全・安心なごみ処理を引き続き行っていくほか、施設でのごみの適正な受入れを図るため、受入れ手法等について検討していきます。

2-2) 民間処分業者の活用

火災時の多量ごみ、大型動物の死体等、環境クリーンセンターで処理が困難な特殊なごみや、公共工事等で発生する伐採木や刈草等、処理の仕方により資源化ができるものについては、民間事業者に「一般廃棄物処分業」の許可を付与することで、その適正処理を確保するとともに、環境クリーンセンターや最終処分場への負荷を軽減しています。

当施設の特性を踏まえ、必要に応じ許可品目を拡大するなど、民間処分業者の活用を図っていきます。

2-3) 在宅医療廃棄物の適正処理

在宅医療廃棄物のうち注射針など鋭利なものは、針刺し事故の発生等、収集作業時等における感染の危険性があることから、医療関係者との協議により、江別市が処理できるものと、医療機関で処理すべきものなど、その範囲を明確化し、適正処理を行ってまいりました。

引き続き、医療機関と連携を取りながら市民周知に努め、在宅医療廃棄物の適正処理を図っていきます。

2-4) 地域生活環境の保全

(1) 不法投棄、野焼き防止の啓発・監視

不法投棄や野焼きは、法律によって禁止されています。地域の生活環境保全のため、看板やのぼりによる注意喚起や広報等での啓発を継続するほか、警察や消防等の関係機関と連携し、監視を強化していきます。

(2) ごみステーション管理の支援

ごみステーションは利用する地域の方により管理されていますが、ごみ出しのマナー違反やカラス等による飛散被害が見られます。

ごみ出しルールの違反については、ごみを収集しない理由を記した残置シールの貼付やごみの内容確認による排出者への直接指導などとともに、広報等を通じてルールの徹底を図っています。

一方、カラス対策については、ごみネットやカラス除けサークルの普及等、地域と連携して取り組んでおり、引き続き地域の取り組みを支援していきます。

(3) 共同住宅入居者へのごみ出しルールの徹底

大都市に隣接していることや学生数の多い江別市の特徴として、共同住宅が多い地区では入居者の入れ替わりが多いほか、生活時間の相違などにより、ごみ出しルールが守られていない場合も見受けられます。

ごみ出しルールについては、地域自治会や大学と連携して説明会を開催するほか、アパート管理会社や大学生協等を通じて、専用冊子を配布するなど周知・啓発を行っていますが、こうした取り組みを継続していきます。

2-5) 事業系ごみの適正処理

(1) 事業所への指導・啓発

事業系ごみは、事業者自身に適正処理の責任があります。

ごみ処理方法等については、これまで収集運搬許可業者を通じて日々の指導のほか、パンフレットの配布やセミナー開催等による啓発を行ってまいりました。

廃棄物の分別不徹底、処理ルート等の理解不足から、ごみ減量・リサイクルへの取り組みが進んでいない事業所に対しては、より一層効果的な指導や啓発を行ってまいります。

(2) 多量排出事業所の指導強化

事業系ごみについては、多量排出事業所の排出行動がごみの適正処理に大きく影響します。

ごみの組成分析や事業所アンケートでは、認識の違い等により、産業廃棄物の混入や、逆に家庭系ごみへの排出も一部に見られることから、引き続き江別市のごみ処理ルールの徹底について、多量排出事業所を中心に指導を強化していきます。

(3) 事業系資源物への支援の検討

小規模な事業所では、びんなどの資源物は、排出量が少ないことから、事業者の経済的メリットが小さいため、分別されずに燃やせないごみとして環境クリーンセンターに搬入されるケースが見られます。

こうした事業所から排出される少量の資源物についても、分別が図られ資源化が進むよう、支援の手法について検討していきます。

2-6) 大規模災害時のごみ処理体制の確保（新規）

近年は大規模な地震や局地的な豪雨による河川の氾濫などの災害が全国で発生していることから、市町村には大規模災害時のごみ処理体制の確保が求められています。

このため「江別市地域防災計画」と整合を図りながら、国・北海道・近隣市町村のほか、民間事業者とも連携して大規模な災害の発生に備えて、ごみ処理体制の整備を図っていきます。

基本方針 3 【市民の視点に立ったごみ処理システムの構築】

3-1) ごみ処理手数料の減免拡大

ごみ処理手数料の減免対象は、生活保護世帯に限っていましたが、福祉と子育ての支援の観点から、常時、紙おむつが必要な要介護高齢者や2歳未満の乳幼児等に拡大しました。

今後は、必要に応じて対象の拡大について検討します。

3-2) ごみ出し困難者に対する収集方法の検討

少子高齢化や核家族化により、ごみ出しが困難な高齢者等の単独世帯が増加する傾向が見られます。

こうしたごみ出し困難者は、現在は、家族や民生委員などの地域の福祉活動に支えられていますが、今後、一層の増加が予想されることから、収集方法のあり方について、これまでの地域での支援や福祉施策も踏まえ、検討していきます。

3-3) 燃やせるごみの早期収集

燃やせるごみの約4割は、カラス等が狙う生ごみが占めています。

ごみは朝9時までにごみステーションに出すこととしていますが、飛散防止にはその後の早期の収集が望まれます。

市民アンケートでも、早めの収集に対する要望が多く寄せられていることから、収集業務の地区割りや収集ルートなど収集体制のあり方について検討し、早期収集に努めていきます。

基本方針 4 【経済的・効率的なごみ処理の推進】

4-1) 施設の維持管理の推進

現在、中間処理が行われている環境クリーンセンターの運営管理は、長期包括委託により、安全で安心な施設の運転が継続されています。

しかし、長期包括委託満了年である平成33年度末で稼働から20年が経過することから、施設の延命化を含めた今後の方向性について、想定される課題の整理を進め、経済的・効率的なごみ処理の推進に向け検討していきます。

また、最終処分場については、管理型最終処分場として、その安全性を引き続き確保していきます。

4-2) ごみ処理業務の委託拡大

市民の期待するごみ処理の推進には、これまでの業務水準や安全性を維持しつつ、市民が負担するごみ処理費用を抑制していくことが必要です。

これまで指定ごみ袋の管理や不適正排出ごみの回収などの定型的な業務を委託することにより、効率的な業務の執行に努めてきました。今後は委託した業務内容を検証するほか、更なる業務の委託拡大について検討していきます。

4-3) 環境クリーンセンター処理手数料の検討

環境クリーンセンターでは、直接搬入される家庭系ごみや事業系ごみを有料で処理しており、その収入はごみ処理手数料合計の約3割を占めています。

環境クリーンセンターの搬入手数料の見直しについては、排出抑制や費用負担の公平化といった観点のほかに、指定ごみ袋や大型ごみなどのごみ処理手数料とのバランスに配慮しながら、引き続き江別市全体の手数料の見直しの中で検討していきます。

4-4) 広報誌等への有料広告掲載の募集

分別の手引き、収集日カレンダーに有料広告を掲載し、広告収入を確保して経費節減に努めるほか、掲載内容の充実を図ってきました。

また、分別の手引きを隔年発行し、作成や配布にかかる経費の節減も図りました。引き続き、清掃広報物の内容の充実とのバランスを図りながら経費の節減に努めていきます。

4-5) 新しいコスト計算手法の導入研究

施設の維持費等ごみ処理費が増大する今日、より低コストで良質なごみ処理サービスを提供していくためには、事業に要する費用の必要性や効率性等を全国統一的な基準を用いて比較検証していくことが必要です。国の動向や他市の状況などを見ながら、引き続き新しい計算手法の導入について研究していきます。

4-6) 収集手法・収集区分等の検証（新規）

(1) 大型ごみ収集区分の検証

平成22年10月に実施した大型ごみ収集は、それまでごみステーションに出せなかった大型家具やガスコンロなど発火性のあるもの、鉄アレイなどの硬いかたまり状のものについて、事前の電話申し込みにより、戸別に収集するものです。

今後は、この大型ごみ収集の品目や収集方式について検証し、必要に応じて見直します。

(2) 指定ごみ袋の統合と新設の検証

平成22年10月に実施した指定ごみ袋の統合と新設は、それまで別々に作成していた燃やせるごみ袋と燃やせないごみ袋を統合したことで、市民には袋を使い分ける手間をなくし、取扱店には保管・販売の手間を軽減し、作成などに要する経費の節減を図るほか、合わせて少量排出の要望を踏まえて、5リットル袋を新設したものです。

今後は、現在5種類ある指定ごみ袋の大きさ等について検証し、必要に応じて見直します。

(3) 収集業務の一括委託の検証

平成22年10月に実施した収集業務の一括委託は、それまで燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、危険ごみの収集について、個別に業務を委託してきたものを、大型ごみ収集も含めて一括して委託することにより、業務量に応じた車両や人員の調整が可能となることに伴う収集運搬業務の効率性の向上を図るものです。

今後は、収集運搬業務の一括委託による業務の効率性を検証していくほか、収集運搬体制等の確保に努めていきます。

(4) 資源物・危険ごみの同日収集の検証

平成22年10月に実施した資源物・危険ごみの同日収集は、それまで月1回の危険ごみでは曜日違いの排出が多く見られ、収集上の支障となっていたことから、月2回の資源物の収集と同じ日としたことで、こうした支障を解消し、同時に車両の効率的な運用を図るものです。

今後は、資源物・危険ごみの同日収集の排出の利便性や収集上の効率性について検証し、必要に応じて見直します。

(5) 燃やせないごみの収集回数の見直しの検証

平成22年10月に実施した燃やせないごみの収集回数の見直しは、平成20年10月に実施した分別区分の変更により、燃やせないごみの量が半減したことから、年末年始や引っ越しシーズンの春先などの排出量が増加する時期を除き、週1回から月2回に変更したものです。

今後は、収集回数について、排出量と市民利便性のバランスを見ながら、必要に応じて見直します。

5. 国・北海道の計画との比較

(1) 1人1日当たりごみ排出量の比較（事業系ごみ・資源物等含む）

ごみ排出量の目標値は北海道の目標値を上回っていますが、国の目標値を約20g下回っています。

区分	基準年度	目標年度	基準年度比較	
	江別市（平成26年度） 国（平成12年度） 北海道（平成24年度）	江別市（平成32年度） 国（平成32年度） 北海道（平成31年度）	増減	増減率
江別市	952g	910g	42g減	4.4%減
国	約1,185g	約890g	約295g減	約25%減
北海道	1,004g	940g	64g減	6.4%減

※比較する国・北海道の計画

国：第3次循環型社会形成推進基本計画

北海道：北海道廃棄物処理計画（第4次）

(2) 1人1日当たり家庭系廃棄ごみ排出量の比較（事業系ごみ・資源物等除く）

家庭系廃棄ごみ排出量の目標値は国の目標値を上回っていますが、北海道の目標値を15g下回っています。

区分	基準年度	目標年度	基準年度比較	
	江別市（平成26年度） 国（平成12年度） 北海道（平成24年度）	江別市（平成32年度） 国（平成32年度） 北海道（平成31年度）	増減	増減率
江別市	513g	465g	48g減	9.4%減
国	約660g	約500g	約160g減	約24%減
北海道	478g	450g	28g減	5.9%減

※比較する国・北海道の計画

国：第3次循環型社会形成推進基本計画

北海道：北海道廃棄物処理計画（第4次）

(3) リサイクル率の比較

リサイクル率の目標値は国・北海道の目標値を上回っています。

区分	基準年度	目標年度	基準年度比較
	江別市（平成26年度） 国（平成24年度） 北海道（平成24年度）	江別市（平成32年度） 国（平成29年度） 北海道（平成31年度）	増減
江別市	27.9%	約33%	5.1ポイント増
国	22.0%	26%	4ポイント増
北海道	23.6%	30%	6.4ポイント増

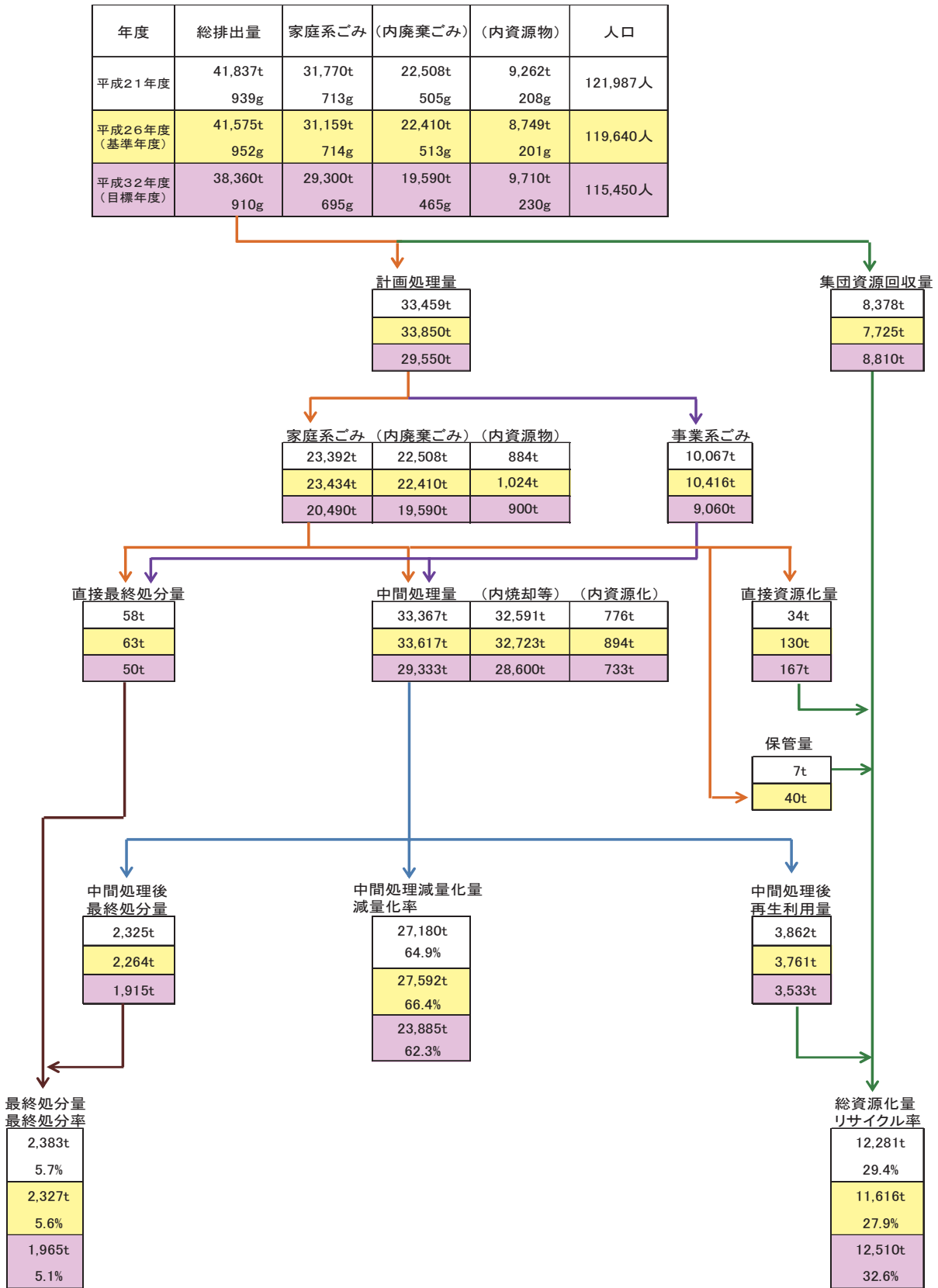
※比較する国・北海道の計画

国：廃棄物処理施設整備計画

北海道：北海道廃棄物処理計画（第4次）

6. 基本計画ごみ処理フロー

基本方針に基づく様々な施策の取り組みの結果、目標年度におけるごみの発生（処理）量は、次のように見込まれます。



第 3 編 生活排水処理基本計画

第3編 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状と課題

1. 生活排水処理の現状

江別市における下水道普及率は97%を越えている状況ですが、下水道処理区域となっていない市街化調整区域においては、合併処理浄化槽の普及促進を図っています。

平成26年度における生活排水処理の状況は、行政区域内人口119,640人のうち、117,736人については、生活排水の適正処理がなされています。

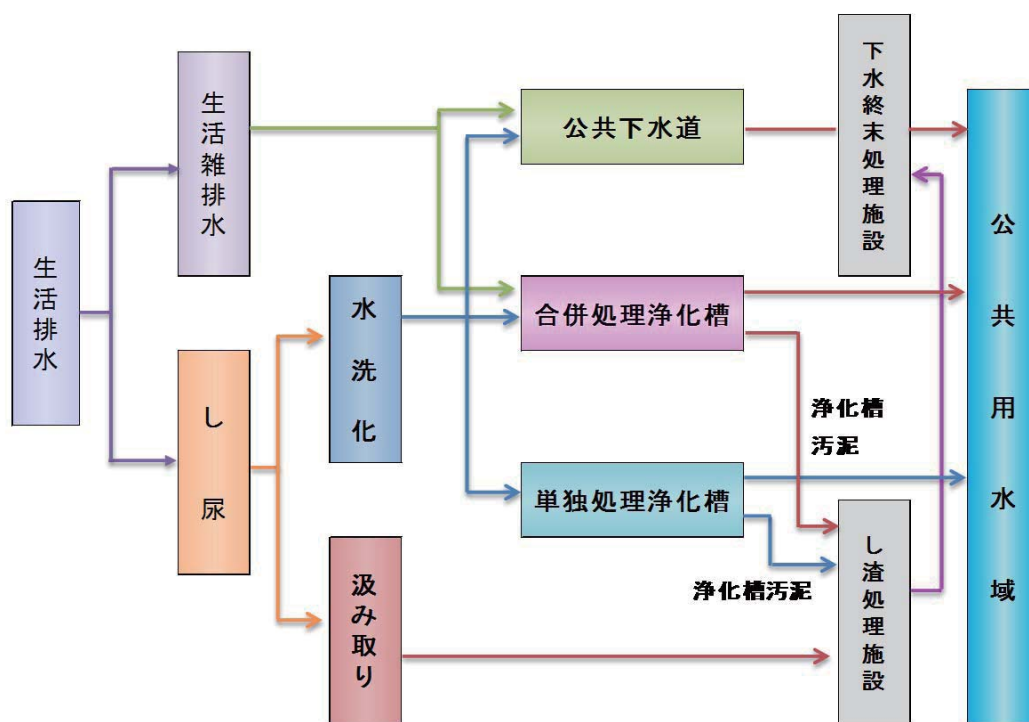
合併処理浄化槽は、従前、事業所や学校など比較的規模の大きいものの設置が主体でありましたが、最近では、個別住宅に設置する件数が増加してきています。

また、し尿及び汚泥については、委託及び許可業者が収集・運搬し、し渣処理施設へ搬入しています。

し渣処理施設は、1日あたり20klの処理能力を有しており、運搬されたし尿・汚泥は、この施設で、不適物を取り除き、その後下水道汚水と合わせて処理されています。

なお、新篠津村のし尿及び汚泥もごみと同様に平成18年4月から受け入れしていますが、その処理量は年間約700klほどであり、江別市のし尿処理に支障はないことから、今後も受託を継続していきます。

生活排水処理フロー図



生活排水の処理形態別人口の推移

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
行政区域内人口	121,987人	121,610人	120,940人	120,844人	120,197人	119,640人
下水道処理区域内水洗化人口	118,062人	117,737人	117,165人	117,116人	116,551人	116,060人
浄化槽処理人口	2,191人	2,238人	2,280人	2,332人	2,349人	2,383人
非水洗化(し尿)人口	1,734人	1,635人	1,495人	1,396人	1,297人	1,197人

2. 生活排水処理の課題

合併処理浄化槽については、設置するために国の補助制度はあるものの、工事に高額な費用を伴うとともに、水道料金や清掃、法定検査などの維持費が必要となることから、普及していくことが難しい状況にあります。

このことから、江別市の生活雑排水の処理は、そのほとんどが下水道処理によるものですが、市街化調整区域（主として農村地区）の家庭では、合併処理浄化槽で処理する割合も徐々に増えてはいるものの、依然として「し尿の汲み取り」もしくは「単独処理浄化槽」で処理されており、生活雑排水は未処理のまま排水溝に流れて河川など公共用水域に放流されますので、河川などへの水質に影響を及ぼしています。

第2章 生活排水処理基本計画

1. 基本目標と基本方針

(1) 基本目標

生活排水処理施設の一層の整備推進に努めるとともに、啓発活動を通じて各家庭からの発生源対策を充実させることにより、身近な生活環境の保全及び自然環境の向上を図ることを生活排水処理の目標とします。

(2) 基本方針

自然環境の保全と生活排水による水質の汚濁を防止するため、公共下水道及び合併処理浄化槽の普及促進をはじめとした生活排水対策を推進します。

市街化区域は公共下水道によることとし、市街化調整区域については、次の基本方針を定め具体的な施策を実施していきます。

- ①水質汚濁を防止するため、江別市において合併処理浄化槽の設置者に対しては、その設置費用の一部を補助することにより、合併処理浄化槽の普及を推進していきます。
- ②単独処理浄化槽による公共用水域の水質汚濁を防止するため、市街化区域に設置されているものについては、公共下水道への接続を、市街化調整区域に設置されているものについては、合併処理浄化槽への転換を推進していきます。

2. 生活排水の処理計画

(1) 処理の目標

基本方針に基づき、生活排水処理対策を進めることにより、水質汚濁を防止します。

①水洗化・生活雑排水処理人口及び生活排水処理率の目標

目標年度の平成32年度における水洗化・生活雑排水処理人口を113,740人、生活排水処理率を98.5%、合併処理浄化槽処理人口を1,868人とし、生活雑排水未処理人口を減少させます。

水洗化・生活雑排水処理人口及び生活排水処理率の現状と目標

区 分	平成21年度 (基準年度)	平成26年度	平成32年度 (目標年度)
行政区域内人口	121,987人	119,640人	115,450人
水洗化・生活雑排水処理人口	119,520人	117,736人	113,740人
下水道処理区域内 水洗化人口	118,062人	116,060人	111,872人
合併処理浄化槽処理人口	1,458人	1,676人	1,868人
水洗化(単独処理浄化槽) 生活雑排水未処理人口	733人	707人	689人
非水洗化(し尿汲み取り) 生活雑排水未処理人口	1,734人	1,197人	1,021人
生活排水処理率	98.0%	98.4%	98.5%

※生活排水処理率は、水洗化・生活雑排水処理人口÷行政区域内人口

②合併処理浄化槽設置整備計画

目標年度における合併処理浄化槽処理人口を達成するため、その整備については、国庫補助事業を活用し、次のとおり計画します。

合併処理浄化槽の設置整備計画

設置整備計画地域	整備基数 ・ 整備人口	整備計画年度	平成23年度 } 平成26年度	概算事業費
本市行政区域内のうち 美原、篠津、八幡、上江別の一部、 中島、豊幌の一部、江別太の一部、 東野幌の一部、西野幌の一部、角山、 元野幌の一部、大麻の一部、 文京台の一部	整備基数 100基 整備人口 430人	平成23年度 } 平成32年度	整備基数 33基 整備人口 106人	43,400千円

(2) し尿及び汚泥の処理目標

し尿及び汚泥の収集・運搬については、衛生的で快適な生活環境を維持する上で必要な行政サービスであることから、今後も継続して実施するとともに合併処理浄化槽の設置普及を図ります。

目標年度における排出量を合計で3, 263klとします。

し尿及び汚泥の処理量の現状と目標

区 分	平成21年度 (基準年度)	平成26年度	平成32年度 (目標年度)
汲み取りし尿	2, 605kl	2, 309kl	1, 863kl
単独処理浄化槽汚泥	1, 373kl	1, 311kl	1, 400kl
合併処理浄化槽汚泥			
合 計	3, 978kl	3, 620kl	3, 263kl

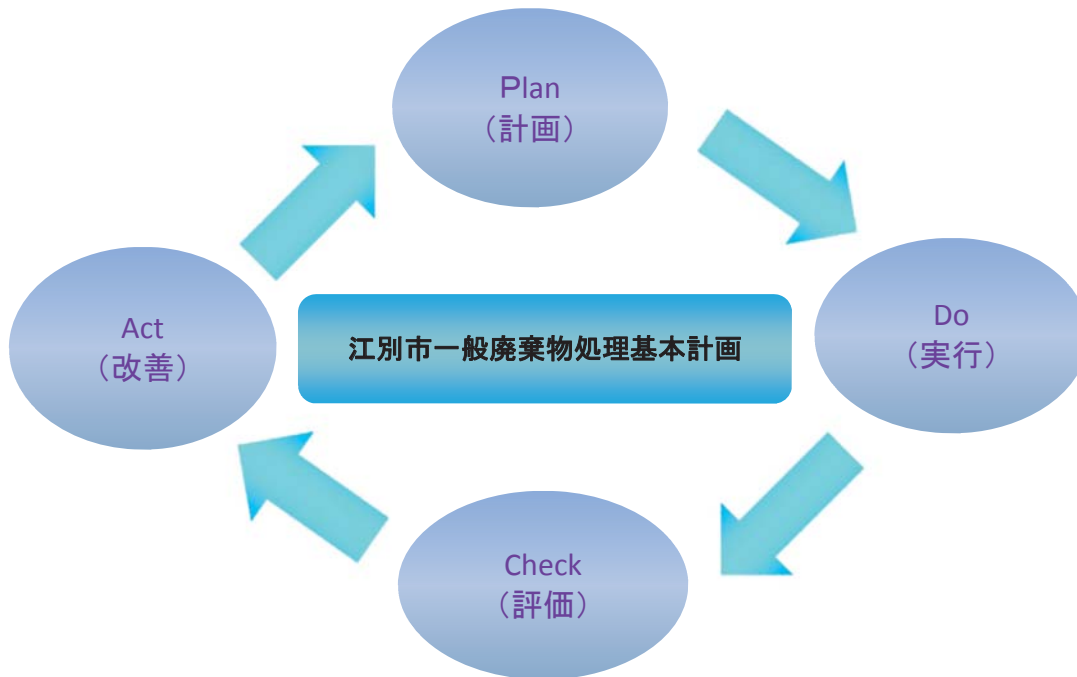
※それぞれの排出量は、1人1日当たりの排出量を汲み取りし尿5ℓ、浄化槽汚泥1.5ℓとして計算した。

第4編 計画の推進等

第4編 計画の推進等

1. 計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、各施策の進捗状況を点検・評価するなど、PDCA（Plan：計画、Do：実行、Check：評価、Act：改善）サイクルに基づくマネジメントを行ってまいります。また、各施策の結果については、次期計画に反映させていくものとします。



2. 情報公開

市民・事業者と情報を共有するため、ごみの量や処理経費等に関するデータについては、清掃事業概要のほか、広報・ホームページにより広く情報を公開してまいります。

3. その他計画の推進に必要な事項

(1) 廃棄物減量等推進審議会

廃棄物処理法第5条の7及び江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例第6条の規定に基づき、市長の諮問機関として設置しています。

学識経験者枠から5名、民間団体枠から6名のほか、平成21年度からは市民委員の公募を行い、現在2名の委員が委嘱され、計13名で構成されています。

広く市民の取り組みが必要な「ごみの減量」について、その審議には市民的感觉が大切なことから、引き続き、女性の積極的登用を含めて幅広い層から市民委員を公募し、その参加を求めています。

(2) パブリックコメント、市民アンケートの実施

ごみ処理についての様々な課題を解決するには、広く市民の意見や要望を聞いていくことが大切です。

清掃事業についての大きな制度変更や中心施設の更新など、将来のごみ処理のあり方を規定する施設整備の際には、ごみ処理の現状把握、意見聴取等のためのアンケート調査やパブリックコメントなどの市民参加の手段を実施し、清掃事業の運営に反映させていくものとします。

資料編

資料編

江別市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

自 平成27年7月 1日
任 期
至 平成29年6月30日

No.	職務	氏 名	役 職	選出区分※
1	会長	おし たに はじめ 押 谷 一	酪農学園大学教授	学識経験者 (第1号)
2		こ いで よし ゆき 小 出 良 幸	札幌学院大学教授	学識経験者 (第1号)
3		はやし くら たい すけ 林 倉 泰 介	江別リサイクル事業協同組合理事	学識経験者 (第1号)
4		ほし ゆう こ 星 優 子	日本リサイクルネットワーク・ えべつ代表	学識経験者 (第1号)
5		も がみ ひろ ゆき 最 上 裕 之	江別資源回収業協議会代表	学識経験者 (第1号)
6		いわ さき きょう こ 岩 崎 京 子	江別市女性団体協議会部長	民間諸団体等の代表者 (第2号)
7	副会長	さ とう つとむ 佐 藤 功	江別市自治会連絡協議会会長	民間諸団体等の代表者 (第2号)
8		やま さき とし はる 山 崎 敏 晴	連合北海道江別地区連合事務局長	民間諸団体等の代表者 (第2号)
9		まる やま けん いち 丸 山 賢 一	一般社団法人江別青年会議所 専務理事	民間諸団体等の代表者 (第2号)
10		かわ せ めぐみ 河 瀬 めぐみ	江別消費者協会理事	民間諸団体等の代表者 (第2号)
11		つ しま しげ あき 津 嶋 繁 明	江別商工会議所議員	民間諸団体等の代表者 (第2号)
12		い がら し たく や 五十嵐 拓 也	一般市民公募	市長が必要と認める者 (第3号)
13		なか い かず お 中 井 和 夫	一般市民公募	市長が必要と認める者 (第3号)

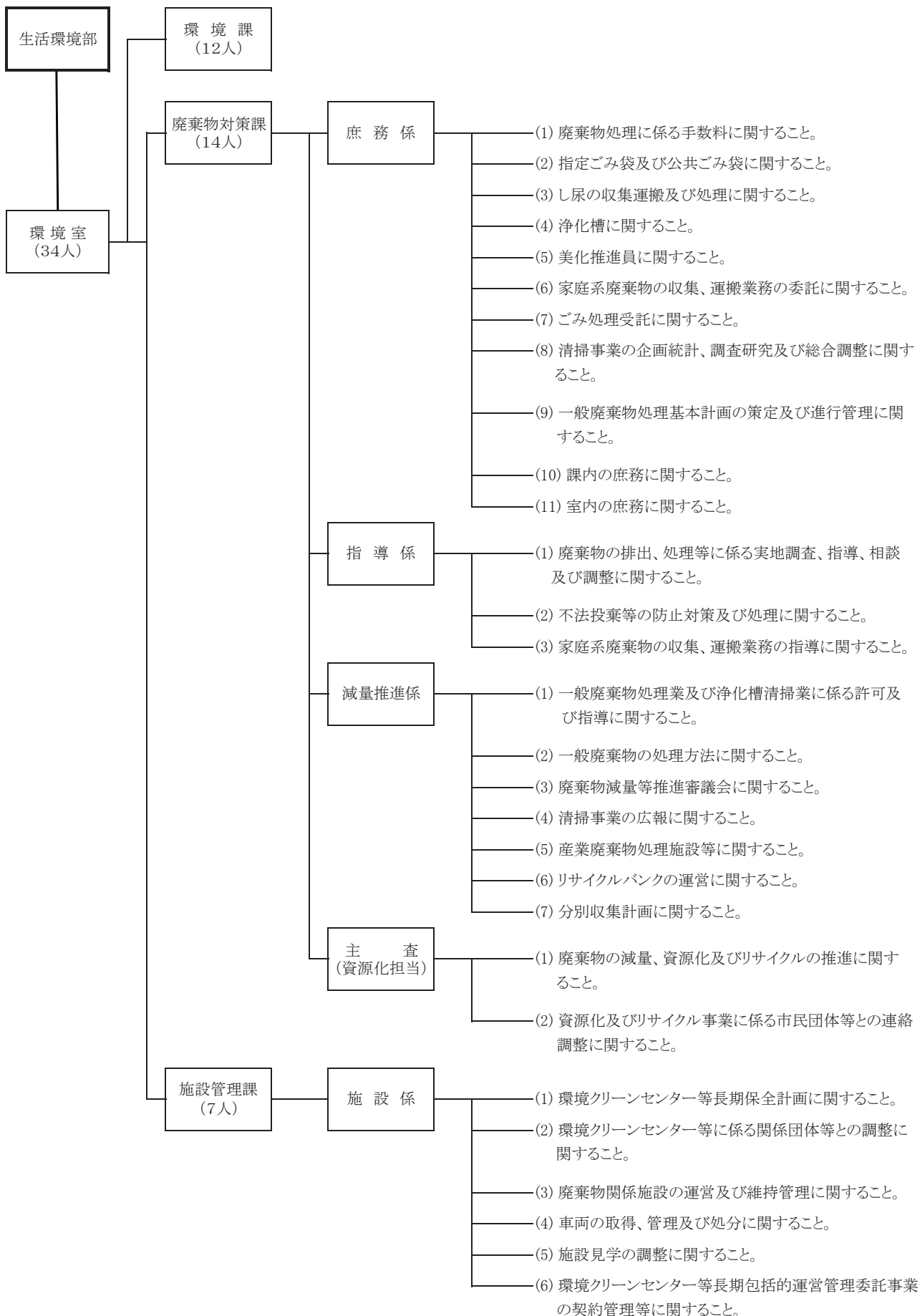
※選出区分：江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例第6条第2項に定める審議会委員の委嘱区分
 (1) 学識経験者
 (2) 民間諸団体等の代表者
 (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

本計画策定の審議経過

回数	日 時	議 題	備 考
1	第1回 平成27年7月13日	報告 ・江別市のごみの現状について ・江別市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて	委嘱状交付 正副会長互選
2	第2回 平成27年8月26日	報告 ・基本計画の目標値と実績について ・基本計画各施策の取組み状況について ・市民・事業所アンケート結果の概要について	
3	第3回 平成27年10月9日	報告 ・前審議会における質問事項への回答について ・市民アンケートの年代別回答内容について 審議 ・江別市一般廃棄物処理基本計画中間見直しの方向性と骨子について	
4	第4回 平成27年10月28日	諮問及び諮問事項の審議 ・江別市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて	基本計画中間見直しについて諮問
5	第5回 平成27年11月19日	諮問事項の審議 ・江別市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて	
6	第6回 平成27年12月18日	諮問事項の審議 ・江別市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて	
7	第7回 平成28年3月17日	諮問事項及びパブリックコメント意見の取扱い審議 ・江別市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて	
8	平成28年3月22日	諮問事項について答申	基本計画中間見直しについて答申

組織機構図

機構及び事務分掌(平成27年4月1日現在)



江別市一般廃棄物処理基本計画
(中間見直し)

平成28年3月発行

編集・発行 江別市生活環境部環境室廃棄物対策課
〒 067-0051 江別市工業町14番地の3
TEL (011) 383-4211
FAX (011) 382-7240
メールアドレス
seiso-haikibutsu@city.ebetsu.lg.jp

印 刷 有限会社 アスカ印刷

この冊子は、再生紙を使用しています。

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。